

第1回環境社会配慮審査会

日時 平成17年4月25日(月) 14:00~17:00

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部 助教授
副委員長	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部 教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科 助教授
委員(幹事)	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事
委員(幹事)	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員長	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長・法制度研究グループ長
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教授
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科 助教授
副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築学科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター 教授
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科 教授

欠席委員

委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域 教授
委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科 助教授

事務局

米田 博	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 ジェンダー・

注) 委員・事務局以外の発言者

小島 誠二	独立行政法人国際協力機構	理事
富本 幾文	独立行政法人国際協力機構	地球環境部長
比嘉 勇也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部	ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

作本委員長 それでは、今年度の第1回環境社会配慮審査会を行いたいと思います。

今年度の第1回目ということで、まず初めに、JICAの小島理事からのごあいさつをいただきたいと思います。

なお、今日は兵庫JICAとのテレビ会議方式で審査会を行います。

小島 理事を昨年の10月に拝命いたしました小島でございます。いろいろ担当をもちしておりますけれども、環境ということについても責任者ということになりましたので、今回、平成17年度の第1回の審査会に出させていただきますという状況でございます。

私自身は経済協力の仕事はわりあい長いのですが、その中でも特に環境分野については直接仕事をしたことがございます。ただ、それも90年代の初めごろのお話でございます。昨年10月、こちらにまいりまして、最近のいろいろなガイドラインの動きとか、審査会の立ち上げとか、あるいは異議申立審査役のアポイントとか、非常に大きな流れが動きつつあるということで、改めて、このJICAにとっても環境への取り組みへの重要性を認識し直した次第でございます。

ご案内のとおり、チャリティ・ビギン・アットホームでございます。JICA自身も、実は昨年、ISO14001を取得致しましたので、これも引き続き、取得してしまったからおしまいということではなくて、JICA自身の組織としての取り組みを続けていくことにしていきたいと思っております。

今申し上げたように、非常に大きな流れができていくということでございますが、ぜひ先生方のご意見も伺っていきたいなと思っておりますのは、大きな援助機関の中で、環境のあり方、特に環境の配慮のあり方について、少しまた流れが変わってきているのかなあという感じがちょっとするわけでございます。それは決して環境を軽視するというのではなくて、環境についてきちっと配慮するのだけれども、しかし同時に、そのプロジェクト

というものも動かしていきたいみたいなのところがすごく強くなっているのかなあというのが私の率直な感じでございまして、その感じなんかもいろんな形でお聞かせいただければなという感じがいたします。

非常に長時間にわたってお願いするということでございますし、また、年間何回もお集まりいただくということで、大変に先生方お忙しいところを貴重なお時間をいただくということでまことに恐縮でございますけれども、JICAの環境に対する取り組みを少しでもよくしていくということ、そのことが日本のODA、日本の貢献ということにつながるわけでございますので、ぜひともお力をお貸しいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

作本委員長 ありがとうございました。

次にまたごあいさつで、今までこちらに毎回来ていただきました富本さんが今度、地球環境部長になられました。そういうことで、後任として米田さんがこれからこの会議には出ていただけると聞いております。

富本さんの方から、一言、よろしくお願ひいたします。

富本 4月1日付で地球環境部長を拝命いたしました富本でございますけれども、昨年度末までは環境社会配慮審査室長として、皆様にご支援いただきました。ありがとうございました。

今度は立場が変わりまして、審査される側に回りまして、地球環境部は半分良いこと、半分は配慮すべきことということで、良いことは地球環境にやさしい援助、あるいは地球環境保全を進めるプロジェクトをやっておりまして、現在、300件ほどやっております。その中にはもちろん、環境社会配慮上留意すべき案件もございます。水資源、あるいは廃棄物処理等、さまざまな案件をこちらの審査会で既に審査していただいておりますので、そういった部で、今度は審査される立場になりましたけれども、事業の現場へ行ってみますと、環境社会配慮ガイドラインの意義なり、あるいは方法論なりが若手の職員にも含めてそれなりに行き亘っているなと感じております。また在外事務所、それから先方政府におきましても、例えば調査団からこのガイドラインの趣旨を説明して、先方政府も基本的にはそれを受け入れるというプラクティスが十分進んでまいりました。

そういう意味で、この枠組みなり思想なりは徐々に浸透しつつあると思っておりますけれども、これから具体的な案件でそれぞれ十分な配慮、あるいはそれに基づく措置がとられるべきと考えております。

後任は米田さん、前アメリカ事務所長ですが、もう彼に任せて万全の体制ですが、なお、我々としてもぜひサポートしてまいりたいと思っております。

先ほど小島理事から話しましたが、今日はISO14001の研修もございまして、午前中2時間半の研修を受けました。各部長がISO推進の責任者になってございまして、ISO14001の促進の決意を新たにいたしました。その中でCSR (Corporate Social Responsibility) という話が出ました。これはやはりイギリスから発信されたアイデアのようでございますが、民間企業、あるいは銀行の投資先、そういったところが環境とか社会とか経済に対してより配慮した先を選んでいく、そういう企業の活動を行うことに責任もつべきという考えです。まさにJICAはそういうことを実践しております。援助機関としてはそういう環境社会配慮ガイドラインを取り入れたということでISO宣言でも一定の評価をいただいておりますけれども、なおこれを充実したものにしたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

作本委員長 ありがとうございました。

それでは、米田さん、お願いいたします。

米田 前任の富本次長、今、部長になられましたが、引き継ぐことになりました米田でございます。よろしく願いいたします。

今回の審査会は、私にとっても第1回でございます。資料などからしますと、環境社会配慮といいましても、何かプロジェクト本体そのもの、もうなくてはならないといいますが、いわゆるプロジェクトなり、あるいはプログラムで、目的そのものという感じがしております。つまり、プロジェクトを計画する上ではなくてはならないものだということを非常に感じております。そういう中で、いろんな先生方に手を貸していただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

作本委員長 ありがとうございました。

それでは、今日の会議に入りたいと思っておりますけれども、今日は資料がお手元に届いているかと思っておりますが、1枚目に書いておられますとおり、1番目から7番目までということで行いたいと思っております。

上條さんの方から1番、2番、その後、質疑ということにしたいと思っております。

上條 それでは、お手元の資料の説明をいつものとおりさせていただきます。議題は、このAC.1-1に書いてあるとおりでして、今日は1番から5番まであります。まず議題の1番目の「平成16年度の環境社会配慮の報告」という資料は肩にAC.1-2と書いてあるもので

して、それが13ページまであります。その後AC.1-3ということで、平成17年度の採択案件、これはまだ全てではないのですけれども、今、現時点でわかっている採択案件がAC.1-3と肩にありまして、これが11ページまであります。その後、副委員長選出の資料は特にないのですけれども、次に4番の「カテゴリーA案件コメント案の協議」というのが、今日は6つの案件を協議させていただく予定でして、ラオスから始まりますけれども、AC.1-4から最後のスリランカのヴィクトリア、AC.1-9まで、各々2ページずつ資料がついています。最後に「カテゴリーA案件コメントの報告」ということで、以前に協議を行ったインドネシアのジャワの縦貫高速道路の件、AC.1-10という資料がありまして、それが最後、2ページついています。

以上が今日の資料の説明でして、引き続きまして、議題の1番の16年度の環境社会配慮の報告の説明に移らせていただきます。

AC.1-2という資料を見て頂きたいのですが、まず1ページ目にはタイトルがついております。

めくっていただきまして2ページ目ですが、まず「環境社会配慮ガイドラインの施行」を1番に挙げさせていただきました。昨年度は、まず施行する、あと施行を運用するための体制を整えるということがメインの一番初めの課題だったのですけれども、そのことを最初に書きました。ガイドラインの施行のことも、ご承知の方も多いとは思いますが、ちょっと簡単に書きますと、ガイドライン自体は平成14年の12月から議論しまして、平成16年3月にできました。その途中でパブリックコンサルテーションも開きましたということです。

あと、この平成16年4月から、もう1年前ですが、このガイドラインを施行しまして、フル適用するものは要請案件から適用することとしました。ただ、それ以前のものは、可能な範囲について適用するというにしました。

このガイドラインは遵守が求められるガイドラインだということにして、そのことを明確にするために、国際協力機構業務方法書という文書がありますけれども、その28条に「機構は、別に定める環境社会配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行うものとする」と規定してあります。また、中期計画というものもありますが、その中でも、「事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」という規定が書いてあります。

こうすることで施行しまして、2番で実施体制の整備ですけれども、昨年度はまず、4月1日付で企画・調整部内に環境社会配慮審査室というものも設置しました。その後、大体3カ月ぐらいかけまして、環境社会配慮の実施体制、JICA内部の実施体制、環境社会配慮の業務、実際の実務の中でどの段階でどういう手続をするかとか、どういう書式にするかとかいうものを最初決めました。また、環境社会配慮のホームページも立ち上げました。6月時点で、その実施中の案件のカテゴリー分類をいたしました。その段階では、カテゴリーAが18件、Bが84件、Cが918件ということになりました。

ただ、このCは技術協力プロジェクトが非常に数が多いので、ガイドラインを杓子定規にずっと適用するとこういう数になったということです。

7月から、この審査室が審査を開始しました。平成16年9月に、皆さんがメンバーとなっていたこの審査会を立ち上げまして、あと、ちょっと時間があいたのですけれども、平成17年2月に異議申立設置要綱をつくりまして、その後、3月には本部の中で事業を担当する5つの部署と、あと在外事務所で開催を實際に担当する26の事務所に、これはJICA内部の職員ですけれども、審査主任というものを任命しました。その者が私どもの審査チームの方との間のフォーカルポイントになってもらうこととしています。あと異議申立審査役を3月に委嘱しました。一とおりここまでの作業をしまして、実施体制を整備することができたと思っています。

この添付資料をみていただきたいのですけれども、6ページ目ですが、今、口で説明したようなことを図で示すとこのような図になったということです。これは去年の2月の時点で最終確定したのですが、その2月時点の資料です。環境社会配慮審査室がありまして、事業部と在外事務所の方で案件を実施する。本部の主管案件とか在外主管案件という名前がありますけれども、そちらの方で審査主任を置いてまして、そこで事業を実施してもらって、主要な段階で報告書を審査室の方に上げてもらう。審査室の方でみて審査して返す。審査室と事業部や在外事務所の間は、この審査主任の方をフォーカルポイントにしていますので、情報を共有するという体制としています。

あとカテゴリーA案件は、去年はカテゴリーA案件だったのですけれども、審査会の方にかかけまして、諮問と答申手続を経まして、最終的に事業部や在外事務所の方に審査として返すということです。あと委員側の方に異議申立審査役と申立人という方を書いておりますが、これが異議申立制度のこととして、途上国の住民の方で、JICAの協力事業が原因で、なおかつ環境社会配慮のこのガイドラインを遵守しなかったという理由で何らかの損

害が起きた場合には、この異議申立審査役という方に意見書を提出することができるという制度をつくりました。この審査役の方も2名、委嘱を済ませてあります。

あと、JICAの中の責任者は、本日出席しています小島理事の方が担当役員でして、何らかの重大な決定をしなければいけないときには理事長の方と連絡を密にして意思決定をすると、このような体制としました。

すみません。またもとの2ページ目の方に戻っていただきまして、あと簡単にご説明しますけれども、環境社会配慮ホームページというものを去年の6月、日本語と英語で立ち上げています。具体的にどういうものが載っているかといいますと、ガイドラインの本体が日本語、英語、スペイン語、フランス語、中国語で載っています。FAQが日本語と英語と中国語で載っています。協力事業の情報、実施中の案件ですとかカテゴリーAの要請案件というものが載っています。この審査会の日程とか諮問と答申というものが載っています。あと異議申立制度ですとか、調査研究ですとか、改定の経緯に関する情報を載せてあります。

3ページ目ですけれども、この審査会を立ち上げたということをいいましたけれども、結局、昨年度は11回開催しました。開催した議題はこの資料の方に載せています。資料2が7ページでして、これは皆様のリストです。去年の3月時点のリストを載せています。

資料3が8ページ目と9ページ目ですけれども、去年行った審査会の日付と議題を載せています。このような内容で11回やったということです。

(4)ですけれども、また戻っていただきまして3ページです。異議申立制度を立ち上げました。これも要綱は2月につくりまして、3月に、これも公募しまして、名古屋大学の井村先生と東京工業大学の原科先生に審査役を委嘱しました。

続いて3番ですけれども、これは平成16年度の要請案件なのでフル適用される案件ですけれども、その案件のカテゴリー分類をしました。これも3月時点で107カ国から要請がありまして、全部で1,022の案件をカテゴリー分類しました。AとBとCに分けたのですけれども、これをスキームで見ますと、開発調査はカテゴリーAが14、Bが75、Cが68、計157という結果でした。無償資金協力は、カテゴリーAが7、Bが107、Cが216の計330。技術協力プロジェクトは、カテゴリーAが0、Bが10、Cが525、計535という内容でありました。

4番ですが、「環境社会配慮の審査」ということで、可能な範囲の適用ですけれども、審査を行ったということです。これもカテゴリーAが20ありまして、Bが101、計121件

を去年は環境社会配慮審査室の方でフォローしました。スキームでいいますと、開発調査でのカテゴリーAが15で、Bが79で、計94。無償資金協力はカテゴリーAが5、Bが21で26件。技術協力プロジェクトはカテゴリーBが1件でした。

これも添付資料をちょっとみていただきたいと思います。10ページ目に資料4というのがあります。これも棒グラフにしかけてありますが、カテゴリーAが黒で、カテゴリーBがちょっと灰色ですけれども、地域でみると、案件の数が多いというのがありますが、アジアがカテゴリーAが16件あって、Bが56件ある。あとセクターの方でみると、交通のところではカテゴリーAが13あって、Bが27。水資源のところではカテゴリーAが4件あって、カテゴリーBが31件あるということです。これはすべてのスキームを全部足してあります。

資料5は、121件と書いてありますが、その案件のリストです。これはスキーム別に、国のアルファベット順に並べてあります。ですから、開発調査はアフガニスタンから始まりまして、次のページの94番のベトナムの案件まで94件あります。これはAとB混ぜて書いてあります。無償資金協力の方はまたアフガニスタンから始まって、26番のパヌアツまで26件、審査室の方ではフォローしていました。技術協力プロジェクトはパラオの案件が1件ということでした。

すみませんが、3ページ目の方に戻っていただきまして、また審査会のことをちょっと繰り返すのですけれども、審査会を去年運営いたしまして、村山委員長と田中副委員長と作本副委員長の体制で運営しました。11回開催したということです。具体的にどういうことをやったのかということだけ簡単にここに、皆さんご承知のとおりですが、書きました。

審査していただいた案件は表1に書いてある8件でした。そのうちの5件は諮問と答申手続を経まして、3件は報告という手続をとりました。その後、事前評価調査の報告というものを、この表2にある2件で行いました。

また、表3に書いてあるところで要請確認段階で協議・報告を行った案件が7件ありました。このような案件について、皆さんのいろんな意見をいただいたということです。

5番は「環境社会配慮の実施能力の強化」ということで、どういうことをやったかということですが、まず研修をやりました。JICA内部の職員ですとか、関係する方、コンサルタントの方ですとか、省庁の方ですとか、機会があれば途上国の政府の方ですとかにガイドラインを説明する場をつくりました。これに書いてあるとおりですけれども、本部には、JICA職員対象には26回 392名、在外事務所、これもJICAの在外事務所ですが、4回で99名、途上国政府の方は1回で11名、コンサルタントの方に5回で312名、省庁の方対象には2

回で54名。合計38回で 868名の方を対象にガイドラインの説明をする場を設けたということです。

5 ページですけれども、「調査研究」ということも行いまして、表4 に書いてある3つの案件を行いました。1番の基礎研究というのは社会開発事業部の方でやっていただいたのですけれども、2番目の「環境社会配慮における人権配慮」というのは川村委員にやっていただきました。3番の「戦略的環境アセスメント導入に関する基礎研究」というのは村山委員長にやっていただきました。このようなものは、完成次第、ホームページにアップするようにしています。

その後、(3) ですが、関連情報ということで、これは主にJICAの職員向けにつくったのですけれども、15カ国の環境アセスメント制度の概要、数ページにまとめたものをつくりました。15カ国の内容はここに書いてあるとおりです。

あと職員が実際にカテゴリー分類するときとか、スコーピングに携わるときとか、コンサルタントの方がつくった報告書を審査しなければいけないときのために参考資料というものをつくりました。

ですが、新たな案件を担当するとき、かなり概要的なものですが、注意しなければいけないものを、簡単なデータベースをつくりまして、それを使えるような形としました。

以上のような活動をしたのですけれども、最後に「結論」として、私どもとしてどのようにまとめたかということですが、一応4点にまとめました。

まず1番目は、環境社会配慮審査会や異議申立制度を立ち上げましたし、情報の公開とか審査主任の配置も行いました。このようなことで、実施体制というものを整備することができたのではないかと思います。

2番ですが、研修ですとか調査研究、また関係資料の作成、提供ということをやりました、まずJICA職員に必要な情報を理解してもらって、また使えるようなものにしたいということで、実施能力の強化を行いました。これで体制ができて、あと必要な資料ですとか必要な情報が整備できたので、ガイドラインを使って実際の実務に携わってもらうことができることになったと思っています。

1番と2番と駆け足でいろいろやってきたわけですが、3番ですが、実際は試行期間を置こうかという議論も1年ぐらい前にあったのですが、それを置かないでやったということです。最初は職員の方もガイドラインをきちんと理解するのも時間がかかりますし、適用といってもどう適用するのかとか、あとはスケジュールどうするかとかいうところで支障

を生じたりすることもありました。ただし、この1年間やったことによって、今年の4月からは本格適用になる案件がふえてくるわけですが、そのよい準備ができたのではないかと考えています。

4番は今後のことですが、本年度は環境社会配慮ガイドラインの適用を継続する。またその経験を蓄積する。また実施能力の強化にも努めるということにしたいと考えています。また、その配慮を確保しながらも、必要などころは簡素化とか迅速化ということで、効率化の面もあわせて考えていきたいと考えています。資料の説明は以上です。

作本委員長 ありがとうございました。

先ほど、2番まで終わったところでいいましたけれども、今、16年度の環境社会配慮の報告をいただきましたので、これに関して意見、あるいは質問等があればまずお願いいたします。

満田委員 ちょっとのみ込みが悪いのですが、資料5の平成16年度の開発調査案件で、カテゴリ-Aになったもので諮問されたものとされなかったものの線引きというのはどういふふうに行われているのでしょうか。

上條 去年動いているものは基本的にかけているのです。かけてないものは動いてないものとか、あと、前にもちょっとご説明したと思いますが、連携D/Dというスキームでやっているものがあって、それは基本的に、JICAは何かない限り、特に環境社会配慮上の手続はないので、そういうものは、ここでは一応JICAがやる調査なので、カテゴリ-Aとしてリストには載っているのですけれども、実質的にはJBICのガイドラインでみていることなので、特に問題なければ何もアクションはとってないということです。

作本委員長 よろしいでしょうか。

JICA兵庫の方も、もしご質問等があればどうぞ。

川村委員（JICA兵庫） 質問というよりもお願いですが、5ページの(3)のところに出てくる環境社会関連情報、職員用につくられたものというのも参考資料としていただければありがたいのではないかなという気がしております。関連でいうと、異議申立制度設置要綱も、一応事業、業務関連ありそうなので、また資料としていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

作本委員長 いかがでしょうか。この資料は後々ホームページに掲載されるとか、あるいは配付されるとか、何か方向ありますでしょうか。

上條 5ページの(3)にあるものは、今はJICA職員向けにと思ってつくっているの

で、今ホームページには載せていませんが、もちろん、川村さんの方で参考にしたいということであれば、これも電子情報化されていますので、お送りすることは簡単にできます。

異議申立設置要綱の方は、今JICAの中で最終的な決裁がとれてない段階なので、とれたらホームページにアップする予定にしています。

作本委員長 今の方向でよろしいでしょうか。

川村委員（JICA兵庫） はい、了解しました。

作本委員長 ありがとうございます。他にご質問等あればどうぞ。

松本委員 今の満田さんの発言につけ加えてですけれども、カテゴリー A 案件の中で、上條さんがご説明いただいた中で連携D/Dと動いてないというものがどれかをちょっと指摘していただけると助かると思います。具体的に、このリストがあるものですから、番号で教えていただけると助かりますが。

上條 例えば38番のジャワ幹線鉄道、これは連携D/Dです。41番のタンジュンプリオク港というのも連携D/Dです。

松本委員 36番は。

上條 これは今調査しているところです。最終的な報告書がもうじき上がってくる予定になっています。ですから、これは動いてはいるのですけれども、去年はちょっと諮問手続はできなかったということです。

51番のリトアニアは連携D/Dではないのですけれども、ちょっと今動いてないというものです。80番のスリランカ、これも連携D/Dですね。あとは、91番のベトナム、カイメップ・チーバイ国際港湾、これも連携D/Dです。それ以外のものは通常のマスタープランがF/Sなのですけれども、諮問しているものは動いていますし、まだ諮問してないものは今ちょっと調査しているものだということです。

満田委員 今の80番、これは連携D/Dということですが、JBICが既に審査を終わらせているということで、ここでは諮問しないと。

上條 連携D/Dの場合は、特に審査会は何もなければ関与していただかないという位置づけなのですね。業務フローを説明した、去年夏ごろにそういう説明をしたと思いますが、そういうことです。何か問題が起きてしまって、やはり何かもう一回見直さなければいけないとか、そういう場合は審査会に諮るといふふうにはしているのです。

満田委員 あと47番はBということですが、これはマスタープランだからとりあえずBにしているという感じなのでしょうが。

上條 一個一個のカテゴリー、どうして決めたのか今よくわからないので、後で個別に回答させていただきます。

松本委員 同じことで、無償資金協力のAの中でもここでは議論されていないものがありますけれども、その辺についてもちょっとご説明をいただければと思います。

上條 無償の方の13ページですけれども、4番は議論しました。今は8番は動いていません。相手側とまだ議論している最中だと聞いています。15番のネパールの案件は、今ネパール側がEIAを今実施しているところです。それを待っている段階です。17番は、去年はフォローしたのですけれども、最終的に要請が取り下げられました。あと24番のシリアは報告したと思います。

作本委員長 3ページに審査対象案件は合計で121件だったということが書かれていますけれども、今番号に示されたところ、あるいは、その他資料等で報告されたところで。

上條 このリストを全部足すと121になります。

作本委員長 他にご質問等あればどうぞ。

満田委員 連携D/D案件ですが、特段の理由がない限りはここにはかけないというふうなことなので、それはもちろんJBICが一度審査をしているからということで全然異議はないのですが、私、このコロンボの外環道路プロジェクトに関して漠然とした懸念をもちまして、恐らくJBICがきちんと審査しているのだとは思いますが、ご存じの南部ハイウエーの住民移転の問題と関連いたしまして、今スリランカの南部ハイウエーという案件が住民移転でかなり問題化して、それが多分解決しつつあるということなのかもしれないのですが、若干懸念をもちているのですね。ですから、時間があれば、この外環道路の案件についても、この場でどういう視点で取り組まれているかというのをちょっとご説明いただけるといいと思いますが、いかがでしょうか。

上條 まず事業部にちょっと確認してみます。うちはまだ報告書読んでないので、特に何もなければうちにも上がってこないわけですね。そういうことなので、確認してみ、まず満田さんにご連絡します。

作本委員長 他にご質問等ありますか。

松本委員 1年間たってというか、年度の切れ目でこういうものをつくっていただいて議論する場を設けたというのはすごくいいことだと思いますので、それ自体はすごくよかったですと思います。ある意味で、これを読ませていただいて、過去1年どうだったかというのは我々もちゃんと考えていた方がいいかなと。つまり、何かここでアドホックに意見

をいうだけではなくて、よく考えてみると、こういうこともあった方がいいのではとか、こういうところは我々も改善した方がいいのではないかとということもあると思うので、希望としては、今日どのくらい時間を用意されているのかわからないですが、もう少しちゃんと議論する場があった方がいいかなと思っています。

というのは、今までの報告はこれでいいと思いますが、例えばガイドラインの翻訳がここで日、英、スペイン語、フランス語、中国語で行われていて、国連等で使われている言語や主な国であることは確かなのですけれども、片や本当に東南アジアのJICAが非常に多く技術協力している国、開発調査をやっている国の言語に直さなくていいものかどうかとか、そのあたりは2年目ぐらいから議論すべきことではないかとも思いますので、どのくらい今後ガイドラインを途上国の言語に翻訳する予定があるのかということについて、もしプランがあったら教えていただきたいし、私は主要な被援助国についてはできれば現地語のガイドラインというのはあった方がいいのではないかと。世界銀行なんかもそういうのは用意していますけれども、その辺についてももしお考えがあったら聞かせていただきたいと思うのですが。

上條 今のところは、各事務所の方で直してもらうのは別にそれでいいと思うのですが、うちのチームとしてどの国の、例えばタガログ語にしようとかいう予定は特に立てていません。ですから、あとは事務所の方が必要であれば直してもらうのは非常にいいことだと思うのですが、特にうちのチームとして、この言葉にしようとかいう予定はありません。

松本委員 これは逆に事務所レベルでは、もしかしたら独自の判断で、正式訳ではないけれども、そういうものをつくっている事務所があるかどうか、その辺については何か把握されていますか。

上條 今はその情報は私は持っていません。ちょっと聞いてみないとわからないです。

作本委員長 松本さんは大体どのあたりの国を考えておられますか。東南アジアを中心に、そういう翻訳の関連性というのを考えておられますか。

松本委員 なにぶん、私ども、メコン・ウォッチですから、そこはバイアスがかかってしまうので、ある意味では、主要な国で、やはりちょっと英語では不十分ではないかと。例えば住民とコンサルテーションをやったりするわけですし、そのときに本当に自分たちがガイドライン上どういう権利をもっているかということを理解するという意味でも、私はあった方がいいかなと。もちろん、NGOの立場からいくと、そういうのは現地でNGOが協

力して住民に説明したりするという国は、私の知っている限り幾つかあるわけですが、そういうような市民社会側の自助努力に委ねるのが、それとも、実施機関としてJICAが積極的に現地語に訳すかだと思っんですね。

現実には、現地のNGOが、これでは住民にわからないだろうからということで、簡単な冊子をつくったり説明書きをつくったりしている例も知っておりますので、そうすると何か市民社会側の自主的な努力に委ねているというふうなことにもなりかねませんのでね。それはそれでやるとしても、JICAの方で主要な国についてはピックアップして、英語がどのくらい通じるかということも加味しながら、少し広げてもいいかなと。具体的にどこの国と申し上げられなくて恐縮ですが、した方がいいのではないかと思います。

作本委員長 それはアドバイスというかコメントということで承りたいと思います。

それでは、もう質問がなければ次の項目に移ってよろしいでしょうか。17年度に移って、またさらに16年度について質問等がありましたらもう一度戻るといことにしたいと思います。

それでは、上條さん、すみませんが、17年度の採択案件の報告をお願いいたします。

上條 それでは、AC.1-3をみていただきたいと思います。これは今現時点で外務省の方からJICAの方に採択ということで連絡が来ている案件のリストです。開発調査の方は、カテゴリ-Aのものが今1件来ているだけです。ベトナムのターチャック貯水池建設計画というものです。ここの審査会の中でもコメント案の協議や報告した案件ですが、これが1件来ています。それ以外にはまだ来ていません。

めくっていただいて2ページ目ですが、無償資金協力の方は、カテゴリ-Aは来ていません。カテゴリ-Bが2ページ目、3ページ目、4ページ目、5ページ目、6ページ、7ページまでです。今28件来ています。これも国名の昇順で並べてあります。これもガイドラインの中で情報公開すると書いてあるものをそのまま書いてあります。国や案件名、事業の概要、あとカテゴリとカテゴリ分類の根拠。あとは外務省に提出したJICAの提言内容というものを書いてあります。

8ページ目からが無償資金協力のカテゴリ-Cの案件が8、9、10ページとありまして、全部で40件来ております。11ページ目が技術協力プロジェクトですが、カテゴリ-Bが3件来ています。

個々の案件についてのことは、時間が足りなくなってしまうのでちょっとご説明を省かせていただきたいと思いますけれども、お手元にあるような案件が今採択ということで連

絡が来ています。

作本委員長 そうしますと、これからまたこの採択される案件の数はふえていくと考えてよろしいわけですね。今の段階でこういう数だと。

上條 はい。

作本委員長 わかりました。今、17年度の採択案件の報告がなされましたけれども、何かご質問等があれば。

松本委員 開発調査がAが1件あって、Bが全くないということですか。

上條 連絡が来てないです。

松本委員 これは確認なのですが、17年度採択案件というのはあくまで政府間の約束が17年度4月以降に行われたものなのか、それとも、ごめんなさい、ここは言葉使いをクレンジアしたいのですが、17年度採択案件というのは定義上どういうことになるのか教えてくださいませんか。

上條 これは日付でいえば3月に来たものもあります。ただ、これはガイドラインで平成16年度の要請が上がったものから適用するといっていますよね。平成16年度の要請ということはどういうことかといいますが、平成17年度案件として要請が上がってきているものなので、それが早めのものは3月に採択されたものがありますけれども、平成16年度の要請に載っているもので、私どもが検討した案件で採択されたものを、ですからフル適用のもので採択されたものを、平成17年度採択案件としました。

作本委員長 そうしますと、これは審査の対象になるのかならないのか、そこはどうでしょう。

上條 ですから、カテゴリ-Aとカテゴリ-Bの中の必要なものは審査の対象になると思います。

作本委員長 またこれから続々とこのA案件というのは出てくる可能性があるんですよね。この1件だけで仕事終わりという……

上條 それはちょっとわかりませんが、先ほどご説明したように、今年度の要請の1,022をみた中で、カテゴリ-Aというものが21あるんですね。ですから、その21の中で幾つ採択されるかということだと思っただけですけれども。

小島 質問がないようなので私が質問しますが、極めて不適切な質問で恐縮ですが、ガイドラインをどう適用するかは別として、ガイドラインを適用することになって案件の中身というのは変わってきているということがあるんですか。つまり、JICAという

のは、ご存じのとおり、3つの改革の中に、効果的、効率的にやる、迅速にやるということになっているんですね。迅速にやらなければいけないと。

他方で、A案件であると、皆さんこんなに協力していただいて早くやっていただいているわけですがけれども、やっぱり追加的な費用、追加的な時間がかかるということで、むしろそういうのを敬遠して、BとかCになるようなものをできるだけ在外の事務所あたりは好んでいるというところはあるんですかね。私が質問するのも極めて不適切な質問なんですけれども、初めて出ましたので聞きたいんですが。

上條 事業部ですとか事務所の方は、カテゴリ-Aにするか、Bにするか、Cにするかというのは非常に敏感です。ですから、AにするかBにするかという議論はよくします。ですから、うちの意見と事業部の意見、うちの意見と事務所の意見が違うとか、カテゴリ-分類が違うということはありませんけれども、ただ、それは人によってかなり考え方がいろいろで……。

小島 もっと率直にいうと、またこれは松本さんあたりに怒られそうなんですけれども、つまり、このプロジェクトは本当に重要なんだと。AならAという国にとって非常に重要なんだと。しかし、環境面でいろいろクリアする問題がありますと。しかし、勇気をもってそれをやりますという、そういう援助実施機関としての取り組みも重要だと私は思うんですね。ただ、私なんか、責任者の立場に立つと、むしろそういうのを避けて、問題のないような案件をできるだけ選択するという、非常に皆さんがジレンマに陥っている部分があるだろうと思うんですよね。そういう課題にどうやって取り組んでいったらいいのかなあと私は非常に悩んでいるんですけれども。

富本 事業部の立場から。非常に慎重になっているのは確かなのですが、1つは、戦略的アセスメントといいますか、マスタープランに戻るという傾向があるのではないかと思います。したがって、マスタープランが相当多くなってきた、それはとりあえずBになっているんですけれども、その中から選ばれる優先的なプロジェクトが仮に環境とか社会面に影響が大きければAとして審査いただく。ただし、上流の段階でいろんなことがわかっていますから、できるだけそういう影響が少ないような形で優先性の高い案件を形成していくというプロセスに目が向いているのではないかと思います。

他方、先方政府が、JICAとかJBICのガイドラインが入ったためにいろいろ時間がかかってしまうということで、やはりなかなか住民からの要求も高いので、これは要請とりやめて自分たちの資金でやるというようなものもなきにしもあらずで、そこはそれぞれの国の

事情とか、あるいはセクター、案件の事情にもよるのかもしれませんが、そういった傾向もあるので、そういった場合でも、先方政府がしっかりとした環境ないし社会への配慮をしていただくという趣旨もぜひ徹底しないと、JICAとJBICの敷居が高いから他のところに要請するということではいかんと思っています。特に中国なんかに要請されるということをカンボジアなんかでいわれたのですけれども、だったら、中国政府に対しても、国内だけではなくて、海外に対しても同じような考え方でいかなきゃならないよということをごくかのプロセスで伝えなきゃならんのかなとは思っております。

ただ、いずれにしても、世銀、ADB、JICA、JBICという大御所の援助機関がこういうものを取り上げたということがある程度、先ほど冒頭申し上げましたように、浸透し理解されてきていると。それが個別の案件でどうかということはまだ少しみないとわからないかもしれませんが。

小島 またさらに延長で申し上げますと、世銀では最近、プロポーシヨナリティの議論だとか、マテリアリティというのですか、そういう議論をし始めていますよね。そういう議論というのは日本の環境に関心をもっておられる皆様方でどういうとらえ方をしておられるのでしょうか。プロポーシヨナリティというのはやっぱりおかしいというふうにお考えなのではないのでしょうか。あるいはマテリアリティの問題にしても、マテリアルなブリッジがないならいいという、そういうことなのか、やっぱりそれはそうでないのだということなのか、ここのガイドラインの議論を離れて、皆さんどう議論をしておられるのでしょうか。

松本委員 偶然にも小島理事と結構目の合うポジションにいるものですから、何となく……いや、こういう議論は私大事だと思ひまして、むしろ審査会の中で出てくる個別案件の一つ一つの数字であるとかそういうものを詰めていくと、それはすごく大事なことですけれども、そこにだけ特化して本当にいいのだろうかという議論が審査会の方々の中にあることも事実ですので、せつかく小島理事がここに出てこられていると質問されるというのは、私としてはすごくいい機会だなと思っているのですけれども。

マテリアリティの話をするかどうかはちょっとともかくとして、まず迅速というところから意見をいわせていただきますと、やはりAになるような案件というのは、準備が不十分なまま進めてしまえば、問題自体はものすごく長く続くわけですね。先ほど、満田委員がスリランカの道路案件の話をされましたけれども、確かに準備は短かったかもしれませんが、実施に入ってからものすごい時間がかかっているということを考えますと、

何をもって迅速と考えるかだと思います。つまり、ゴーサインを出すまでが短ければ迅速なのか、それともプロジェクト全体としてスムーズにいろんな意見を取り入れながら進めていけばそれが結果的に迅速なのかということなのだと思います。

ただ、審査会というか、このプロセスが始まったばかりですので、これがそれにどのくらい貢献しているかわかりませんが、少なくともここで議論することというのはそういうことを念頭に置いていると私自身は感じておりますし、そういう場になるのではないかと思います。

もう一つ、2点目のところですが、むしろ世界銀行で議論されていることに関係してくるのは、セーフガードポリシーの現地化のことではないかと思うのです。私たちのこのガイドラインを守っていくという、それは途上国政府、あるいは途上国の仕組みがどうあれ、お金を出す側として、少なくともこの辺が守られていなければやるべきではないのかという、1つのもっとも合理的な意見ですが、一方で、世界銀行を初めとする、いわゆる開発の流れをつくっていった人たちは、今、現地の仕組みを生かした環境社会配慮と言う。つまり、各機関別々の環境社会配慮政策をもって別々のプロセスや別々の文書を要求するのではないというところを私たちはいずれ考えなければいけないとは思いますが、世界銀行の場合、80年代後半に政府ガードポリシーをつくり、そして、15年ぐらいたった今ようやく中進国向けにそれを実験的にパイロットとして始めているという段階ですので、我々、昨年できたばかりのガイドラインをまずしっかり運用して、何ができて何ができないのか、どこが世銀と違ってどこがパイのいいところかということをしかりと5年ぐらいかけて議論した上で、今小島理事がおっしゃったような点にも果敢に挑んでいくのがいいのかなというのが私個人の意見であります。

富本 先ほどCSRの話をしましたけれども、イギリスらしい考え方だと思うのです。要するに、援助機関だけではなくて、民間の投資会社とか、あるいは民間の銀行とかが仮に民間プロジェクトに投資する場合でも、そのプロジェクト自体が環境とか社会に影響を及ぼすということであれば、そういったものに対してはセーフガードポリシーが働くような形にすべきというのはISOの方でも考えていて、これは2008年までに国際スタンダードをつくるのだと聞いていたのですが、そういったことができていて、ODAの世界だけでなく、コンセッション以外の資金でもそういう考え方が広がっていくというのはある意味では一つの方向性なのかなと思っています。

ただ同時に、準備段階よりも、さっきおっしゃったとおり、結果としてどうだったかと、

結果としてやはり住民が、特に社会的弱者が相当影響をこうむってしまうと、いろんなセーフガードをやったけれども、というところを本当は目配りをしていかななくてはならないと思っています。

それと同時に、そういった問題が避けられなければ、それに対応するようなミティゲーションなり補償の制度といえますか、それを考えていかななくてはいけない。カンボジアでいえば、国道1号線はどうしても住民移転が必要ですから、その先の補償なり移転地の状況、あるいはそこで少なくとも同じレベル以上の生計が向上できるというあたりがこのガイドラインでは宣言されましたけれども、果たしてJICAがそこまでできるのか、目配りできるのか、あるいは相手国政府がそこまでできるのかというのは実は相当難しい問題で、これは現場はかなり苦労しているところでございます。そういったところにもひとつよろしくご指導いただきたいと思います。現実的な解決方法がどのくらいあるのかと。要するに理想を追っていけば切りがないのですけれども、どこでその辺歩留まりをとるかというあたりを考えることが必要と思っています。

満田委員 全然つけ加えるようなことはないんですが、ちょっと世銀の現地化の話に関連いたしまして、私、非常に住民移転の問題に興味がありますので、もちろんそれだけではなく、JBIC在職時代に、世銀のセーフガードポリシーOP4.12をつぶさに読んだことがあるんですが、非常に感動いたしまして、JBICガイドラインがわりと精神論を打ち出していて、じゃ実際に補償の問題をどうすればいいのかですとか、住民の移転後の生活維持というのを図っていく具体的な手法というのがなかなか見えづらかったわけですね。そこら辺、世銀のOP4.12はかなりクリアに、リプレースメントコストというのはこういうものだということが定義してありまして、私は読んで、当時感動した覚えがあるんですね。

世銀の現地化、カントリーシステムというような言い方をしていますが、それは非常にもったもな議論ですし、恐らくJBICなんかはいくべくして世銀がそういう結論にたどり着いたということをする人がいると思うんですね。要は世銀の理想を途上国に押しつけるだけではだめで、途上国の現行のシステムを利用して、世銀のいっている同じ結論を引き出すのだというやり方で非常に現実的なソリューションであるという言い方もできるんですが、ただ、それは、先ほど松本委員がおっしゃったように、世銀の20年来にわたるすごい踏み込んだといいますが、現地国とのせめぎ合いの結果なんじゃないかと。

私は若干そのカントリーシステムも懸念してしまっていて、余りに単純に適用してしまうと、今まで世銀が金融機関とか引っ張ってきたところがありますから、そこら辺の水準を引き

下げてしまうおそれもなきにしもあらずということで、若干懸念しています。

ちょっとだけつけ加えました。

作本委員長 ありがとうございます。次の案件もありますので、特にコメント等ありますか。

なければ次の議題に移りたいと思います。次に副委員長の選出と書いてありますが、時間の配分の関係で、先に4番の「カテゴリーA案件コメントの報告」の方に移らせていただいて、適当なところをみて小休止というか、休憩を入れたいと思っております。

それでは、上條さん、すみませんが、4番の方をお願いいたします。

上條 それでは、また資料のAC.1-4の資料をみていただきたいと思います。今日はカテゴリーA案件が6つありますのでちょっと多いのですが、順番に説明したいと思います。

まず1つ目がラオスのルアンプラバン世界遺産地区保全のための国道網基本計画というものです。スキームは開発調査で、フィジビリティスタディです。相手国の機関は公共事業省の道路局です。

プロジェクトの背景ですが、ここに書いてあるとおりですが、ルアンプラバンというところは世界遺産にも指定されているような貴重な場所です。遺跡の保全を行っている。ただ一方、交通の要衝でもあるということです。現時点では交通量が増加しているということです。世界遺産地区でもあるということで、相手国としては、その世界遺産地区への圧力を減らしたいということで、国道13号線というのがありますけれども、そこにバイパスをつくりたい。一方、都市を分散させるということもありまして、ニュータウンを川を渡った対岸につくりたいということでも、その間にも橋をつくりたいということです。

事業の概要は、今いった説明のとおりですが、国道13号線にバイパスをつくるということです。あとはルアンプラバン橋というものをつくって、国道4B号線と接続させたいということです。

立地の概要ですが、このルアンプラバン市はラオス北部の山間部にありまして、ラオス第2の都市です。住民の多くは農業に従事していると。市街地がありまして、東西2キロ、南北1キロぐらいの盆地ですけれども、そこに世界遺産に指定されるような貴重な遺跡が多くあるということです。交通の要衝でもありまして、13号線というのが今通っているのですけれども、近くに4号線というものもあるということです。

予想される環境社会影響ですけれども、道路をつくりますので、非自発的住民移転も発生するでしょうし、大気汚染ですとか、あとは工事をどうするかにもよると思いますが、水質の汚濁ですとか、騒音とか振動とか、あとは山間部ということもありますので、地形や地質への影響もあるでしょうということです。

私どものコメントとしましては、橋梁建設を含む幹線道路の整備事業であり、文化遺産や非自発的住民移転を含んだ環境社会面の影響が想定される。複数案の検討を含めた環境社会配慮調査を行い、影響の程度の把握と緩和策の検討を行う必要があるということです。

英語の文章はこのように書いてある文章をこれから公開する予定にしています。右側はその地図が載っています。

作本委員長　今ラオスの基本計画についてのご紹介がありましたけれども、何かお気づきの点、あるいは質問したい点があればどうぞ。

渡辺委員　これは世界遺産という非常に文化遺跡を対象とするものです。それで、道路の位置は確かに現在世界遺産に指定されている遺跡からはかなり外れておりますが、もともと遺跡というのは、一つの大きな都があって、その周りにも小さなまちが点在して、全体に一つの地域として一つの文化というのをつくっているわけです。そういうことで、道路はここの市街地からかなり外れていますけれども、やはり文化遺跡のことですから、今後のこともありまして、例えばチームコメント案としまして、埋蔵遺跡の破壊が危惧されるので、文化担当官との連携を深める処置を検討していただきたいとかいうのをまず1点入れていただければありがたいと思います。

それからもう一つですが、この Project Outlineの2番目を読みますと、メコンブリッジがプランされていて、to shift the populationというふうに書いてあるわけですね。つまり、この2番目は道路建設に伴う住民移転ばかりか、現在の町に住んでいる人の移転も何か書かれているような気がするわけです。というのは、世界遺産の保存では、遺跡地区の周り50メートル、100メートル、大体バッファゾーンというのをつくります。そこは遺跡の景観を保存するために大体つくるものでありまして、そこに住んでいる人は、すぐ立ち退きということはないにしても、それなりの処置がとられるだろうと思うわけです。つまり、この道路建設計画というのはその遺跡周辺の例えば保存のための何か対策が1つ、バッファゾーンの建設みたいな対策があって、それとこの道路建設はどういう関係になっているのか、ちょっとわからないわけです。

もしこれがわからなければ、コメントとして、ただ道路建設に伴う非自発住民だけでは

なくて、全体の世界遺産保護をどういう形でやろうとしているのか、そこで非自発住民が発生するかしないか、そこら辺もちょっとみておかないといけないのではないかとということで、チームコメントとしては、「世界遺産修復の方策を十分検討し」……どうなんですかね。難しいですね。そこで出てくる自発的住民というのは、もし関係しているとしたら、そこでも配慮しないと書かないといけないですし、この案件は非常に難しいですね。世界遺産地区保全のためというのが、本当に保全だけだったらもっと違う方策がとられるのですが、そのための道路というのは一体どういう位置づけになっているのかというのがこの文章を読んでも非常にわかりにくいです。

そのところを現地に問い合わせていただくか、本当に2番目に書いてあるポピュレーションシフトというのをこの道路建設と一体として考えているのか考えてないのか、そこら辺、ちょっと調査いただけるとありがたいと思います。

以上2点ですが。

作本委員長 上條さんからコメントありますか。

上條 これもラオスに問い合わせをした経緯がちょっとあるんですけども、世界遺産地区保全のためとは書いてはあるんですけども、それは遺跡を修復するとか、バッファゾーンを設置してということでは多分なくて、道路を、バイパスをつくることと橋をつくることのバックグラウンドとして、今道路がいっぱい遺跡の近くを通っていて、排気ガスの影響がある。それで、そういうのを減らしたい。そのためには道路が必要だし、橋も必要であるという、多分そういう説明なんですね。

渡辺委員 だけど、排気ガスなんかで遺跡が非常に痛めつけられているというのと、だからここに道路が必要なんだというのは論理的な飛躍があって、一体、例えばユネスコが何かがそうしてくれといっているのか、ただ単に、交通公共省が道路つくりたいので、世界遺産を一応表向きのあれにしてやっているのか、非常にこの文章が読みにくい、どっちなんだろうという感じになってしまうんですが、少なくとも世界遺産地区保全のためと、これは目的ですよ。目的をここにうたう以上は、どう保全されるんだとか、当然、遺跡修復に伴う問題も何かかわってくるような気がするんですが。

比嘉 本案件担当の比嘉です。現地の方にバックグラウンドについて確認したところでは、まず遺跡の保全に関しては、ユネスコのプロジェクトもありまして、ラオス側で保全計画を立てているそうです。本案件は、遺跡保全計画というよりももうちょっと広い範囲を対象としています。今現在、遺跡のあるルアンプラバン市街地への人口の流入が非常

に進んでおりまして、これ以上人口を増やさないという意味でも、その近くに、ニュータウンをラオス政府としてはつくりたい考えです。そのために、そちらへのアクセスとしてメコン川に橋をかけたいという構想です。

また、今現在メコン川を渡る際に、ルアンプラバンの市街地で世界遺産となっているところの近くにあるフェリー乗り場が使われております。橋がないものですから、川の向こう側へ行く場合は国道13号からさらに街の中を突っ切る形でそのフェリー乗り場の方に交通の流れができています。そこで、バイパスと橋を作り、このバイパスを通して、今現在川を渡るために街を突っ切ってフェリーを利用している人たちが、その上流の方の新たにつくられる橋を使って対岸に渡れるようにして、市街地への人及び車の流入を減らすということが目的の1つとして挙げられております。

渡辺委員 その場合、英文名で、for Conservation of World Heritageと書いてあるわけですね。今の比嘉さんのご説明ですと、地域開発が中心であって、World Heritageは何だろうという感じがするのですが、もしそうだったら、タイトルをむしろ変えて、地域計画といって出して、それに対してどうなんだといった方がいいような気もするんですが、なぜこのタイトルにWorld Heritageとわざわざ、forですからね。

比嘉 詳しいことについてはまたこれからも確認していきたいと思いますが、現地からの説明としましては、今現在も、この世界遺産となっている町の方に非常に人の流入が多くて、家とかも増えているということで、これ以上新しく家ができたり人が入ってきたりするのをなくす意味でもニュータウンをつくりたいという要請だそうです。

米田 今、渡辺先生の方からご指摘いただきましたとおり、今の私どものスタッフの説明からすれば、この世界地区遺産保全というのは非常にわかりにくいといえますか、必ずしも的を射てないという気もいたしております。これはさらに現地と相談した方がいいかと思えます。

それからもう一つは、先生の方からご指摘ありました、英語自体が to shift the population ということで、これ自体も、やはりgrowing populationがあるから地方の方へ連れていくんだということで、そのところはもう少し明確に書いた方がいいのかなとは思っております。

渡辺委員 これだと、何か人を移動するようにも……

米田 そうですね。そこはちょっとまた書き方を考えたいと思います。

遠藤委員 このルアンプラバンは世界的な有名な観光地になりつつあるわけです。な

ぜここに人口が集中してくるかという、いろいろな就業機会があるとか、陸路でタイ方面から入ってくる人たちを受け入れなきゃいけないとか、そういうような人たちがかなり、社会層として増えているはず。そういう意味で、先ほどの渡辺委員が指摘したように、これは都市計画絡み、それから観光開発絡みで、単なる道路ネットワークの問題じゃないと考えます。問い合わせにはぜひその点も含み、上位計画、例えばユネスコとかA D Bの遺産の保存というのが何をベースにしてやっているのか、壊れたのを修復するだけじゃなくて、観光地、世界遺産としてそれを保存して、どう公開しようとしているのかがあるのではないかと思います。最近この地域が着目されたもので、スイス国とかが観光開発計画を実施したような情報は聞いていません。

それから人口が集まってくるとか増えるというのは、しっかりした都市計画を作らないと都市そのものが無秩序に成長してしまいます。また、バイパスは、13号線が都市中心部に入らないで北側に抜けるものですが、このルアンプラバンに集中する交通量が存在する限り、単なるバイパスをつくったからといって集中が防げるかという問題が解決されるものではないと思います。これは道路ネットワークという道路プロジェクトよりも地域開発も含めたところから検討したほうが良いのではないかと思います。

和田委員 先ほどの渡辺委員の疑問にかなり重なるんですけども、日本文のプロジェクトの背景の方を読みますと、これは先ほどのご説明もあったんですが、この事業の目的というのが世界遺産地区の保全ということは、私はこれをみるとほぼ明らかだと思うんですけども、先ほどの開発の圧力が市街地にかかっているから、ある意味、ニュータウンの方へ逃げ場をつくると、こういう計画だと思うんですけども、本当にそれで世界遺産の保全になるのかどうか。逆にそういうことをしてしまうと開発の圧力がより高まって、世界遺産の保全でないのではないのかという疑問もありますので、そのあたりをちょっとコメントににじませていただいて、いかにして世界遺産を保全するのかということ进行调查していただくようなコメントにさせていただければと思います。

上條 これはこれまで相手国の要請書をまとめていますので、私どもが調べているわけではありません。このタイトルにしても、向こうがそういつてきているので、それを直してしまうわけにもいかないの、そのまま書いているのです。書いてあることを、あと幾つか疑問点を私ども事前に事務所を通じて聞いたりはしているのですけれども、世界遺産地区保全のためのという言葉はありますけれども、相手国の機関が道路局と書いてありますのをみてもわかるとおり、これはある程度私の推測もありますけれども、道路を整備

したいというのがまず主な相手国の要請だと思います。

もちろん、採択された後にいろいろ調べるときには、今いろんなご指摘あったような上位計画との関係だとか、あとはどういうコンセプトで開発するかとかいうことは当然かかってくると思うのですが、今現時点ではこれは要請書をまとめているということを確認したいと思います。

松本委員 毎年のようにルアンプラバンに行っているので大体イメージとしてはつくのですが、まず第1に、今の上條さんのお話からいけば確認していただきたいんですけども、ルアンプラバンへの人口がどんどん来て、都市化の問題が出てきている、あるいは遺跡への何か悪影響が出てきているということ自体が私はすごいびっくりして、ああそうなんだというふうにちょっと今驚いているぐらいですので、その実態が私の理解を超えているのかもしれないので、そこはちょっと丁寧に確認していただきたいなと思います。

本当に小さな、静かな町でして、私の印象では、もちろん最近、ホテルとか小さな宿とか増えてはきていますけれども、それが例えば寺院であるとか、プーシーであるとか、王宮であるとか、そういうものの破壊につながるようなものかというのもちょっとイメージがつかないので、そのあたり、どのぐらいしっかりした問題分析をもっているのかということは聞いていただきたいなと思います。

いろいろニーズが確認されたという前提ですが、その場合、次に気になるのは、ニュータウンというものをつくるという発想自体がラオスには余りないものですから、こういうようなやり方で都市に入ってくる人口をどこかに置くということ自体、余り聞いたことありませんし、この地図をみる限り大変遠いので、こんなところにつくって、1つはそこに住んでいる人たちは何して生活するのかなと思うし、2つ目は、このあたりは恐らく少数民族じゃないかとちょっと思ったりもするんですが、そこに住んでいる人たちはどうなるんだろうということもあります。

この国道13号線というのはいわばルアンプラバンが終着駅みたいところ、そういう路線ですので、ビエンチャンからルアンプラバンまで行く道ですし、途中にはまだモン族のゲリラが出るので余り通るなといわれている部分もあるわけですから、通常飛行機で入ってくるわけですし、そう思うと、本当にどのぐらいニーズがあるのかなあというのは疑問に思いますし、これだけ13号線を迂回させてしまっただけ、一体、今度どのような北部ラオスの全体としての総合発展のモデルをもっているのかということも、この国道4Bとの関係なんかももう少し詳しく調べた上で、先ほどから議論のある、本当のニーズがもしそ

こから見つかれば、そういう方向にやや軌道修正をラオス政府と議論してみるというのも一つの方法ではないかと思しますので、その辺がちょっと気になったところです。

作本委員長 ありがとうございます。他にコメント、ご意見ありますでしょうか。

次の案件もありますので、貴重なコメント、ありがとうございました。

上條 続きまして、AC.1-5という資料ですけれども、フィリピンのバイパスの高速道路ネットワーク化プロジェクトというものです。これも開発調査でマスタープランです。相手国の機関は公共事業道路省というところです。

背景は、首都と地方の格差の問題ですとか均衡ある発展ということで地方の開発ということですが、そこで道路のインフラが大事だと。その中でまた幹線道路は高速道路としていきたいということがあるわけです。現時点でもフィリピン側がいろいろ進めているのですが、今、部分、部分にはいろんな道路ができていますけれども、それを全国的にマスタープランとして整理しようというのが背景だと思います。その中で重複が起きないようにとかいうことをしていきたいと。ですから、部分、部分では幹線道路の整備は進んでいるんですけれども、それを国全体でどういう形で進めていったらいいのか整理したいということが背景です。

事業の概要としましては、JICAが以前ルソン島の道路網整備計画ですとかビサヤ諸島とミンダナオ諸島の道路網整備計画というものをやっているのですが、そのようなものをある程度補うこともあるだろうと。長期的な視点、ターゲットイヤーをどれぐらいにするのかまだわかりませんが、国全体の高規格道路網のマスタープランを策定するということです。

具体的な内容としては、そのマスタープランの策定とあるのですが、その中で事業の運営の方法として、有料とするのが無料とするのが、民間と組むのか公的機関でやるのかということと、あとは優先度の高い部分をF/Sをかけてほしいということが書いてあります。F/Sの対象としては、フィリピン側が有望だと思われる区間がここに書いてあるとおり、幾つかのところで書かれてあるということです。

立地の概況ですが、皆さんご承知のように、フィリピンはいろいろ島が多くて、島の中に入ってみると山岳地帯が結構多いということです。先ほど、F/Sをやりたいというところがあるんですが、そこは全部で8つの島ですが、そこも日比友好道路というものがありまして交通網で結ばれておりますが、要請書によれば、まだ規格が十分ではないということが書いてあります。あと幾つかのところでは、道路がないために発展の障害ともなっ

いるということが書かれてあります。マニラは一方で渋滞や騒音、排気ガスの増加も問題となっているということです。

予想される環境社会影響ですけれども、都市部を含む大規模な道路整備事業で、一部は新規道路の建設も入るということです、大気汚染ですとか騒音振動ですとか、これもちょっと調べてみなければわかりませんが、非自発的住民移転なども発生するのではないかと。また、どのような貴重な自然環境があるのかも調べなければわかりませんが、自然環境への影響もあるだろうと思っています。

私どものコメントとしましては、市街地や地方部までを対象とする大規模な道路整備でありまして、大気汚染や騒音、また非自発的住民移転や自然環境への影響に配慮する必要があります。ここでもまた「複数案の検討を含めた環境社会配慮調査を行い、影響の程度の把握と緩和策の検討を行う必要がある」といたしました。

英語で書いてあることは、これからホームページで公開する文言です。

あと右側の方がその8つの島ですね。その中でどういうところに今高規格の道路が走っているかというのを示してある図です。

作本委員長 ありがとうございます。それでは、このフィリピンのプロジェクトについて、コメント等があればお願いいたします。

満田委員 そういたしますと、これはスキームとしては開発調査マスタープランなんですが、F/Sも含むと。

上條 と要請書にあるわけです。

満田委員 以前も議論になったと思うんですが、要は、そのマスタープランで、なおかつ優先順位の高いプロジェクトのF/Sをやってしまうことの弊害みたいなものもあると考えているんですね。それはそういう手法がいいときもあるかもしれないんですが、えてして、マスタープランだと思っていると実はかなり具体的なプロジェクトのF/Sにもつながっていくということで、しかも恐らく、現段階で優先順位として挙がっているこれらの事業はかなりふぁっとしたもののじゃないかと想像しているんですね。

ですから、手法としてこういうことが可能なのかということなのですが、例えばフェーズを2つに分けて、マスタープランはマスタープランとしてしっかりやりまして、その中から一たん調査を打ち切るような形で終わらせて、その中から必要に応じて優先順位の高いもののF/Sをやるというような、もしそういうやり方があったら、むしろそういうやり方の方が安全ではないかと考えているところなんです、現実問題いかがなんでしょうか。

上條 これはどのようなTOR (Terms of Reference) にするかということなので、事業部の方が、このまま採択されたら、マスタープランだけで終わらすという選択もあるでしょうし、今おっしゃったような第1フェーズではマスタープランをつくってみて、その中でF/Sの対象としたら非常にいいものがあるという結論がつけば、第2フェーズである部分をF/Sにかけるというやり方もあると思いますけれども、事業部の方でどんなやり方やるかというのは検討してもらおうことになると思うんですが、それはいろんなやり方があると思います。

田中副委員長 (JICA兵庫) 1つ教えていただきたいんですけど、今ここに挙がっている既存の道路で既に有料道路になっているものがあるのかなのかというのが1つ質問です。

それからあと、この英語のプロジェクトのアウトラインを読みますと、to constructと入っていますので、マスタープランというよりは何か建設ありきという印象がありますので、先ほどの案件と同じですけれども、そのものをつくるという以前のバックグラウンドの確認をきちんとマスタープランの中でできるようなコメントをつけ加えていただけるとありがたいかなと思います。

比嘉 向こうからの要請資料だけでは、今現在、有料道路があるかどうかはまだ確認しておりませんので、今後調べたいと思います。

田中副委員長 (JICA兵庫) わかりました。

遠藤委員 基本的な話ですが、和文のタイトルは誰がいつ付けるのですか。

作本委員長 どういう意味でしょうか。

遠藤委員 ええ、そうです。バイパスの高速道路ネットワーク化というのが英文のどこをみても読めないのです。最初は多分、小規模にバイパス計画を考えていたと思いますが、プロジェクトの背景とか事業概要をみると、ハイ規格の高速道路ネットワークをつくらうというような感じを受けるので、途中で考え方が変わってきているのか、それとも、このバックグラウンドにもう少し詳しいのがあるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

上條 タイトルは、多分、現地の大使館かJICA事務所がこの案件を相手国のカウンターパートの人たちと相談して要請書を受けるときに和文を決めていると思いますが、だれが決めたのかということろはよくわかりません。東京がその要請書を受け取る前にもう決まっていると思います。ですから、フィリピンの日本人関係者が決めていると思います。

遠藤委員 この点をぜひ確認していただきたいと思います。少なくともこのプロジェクトアウトラインを読む限り、バイパスをつなげて高速道路化しようなんていうふうには読み取れないし、何でバイパスというのがタイトルに入っているのか理解に苦しみます。

作本委員長 プロジェクトの背景の6行目にはバイパスという言葉が登場しているんですね。今おっしゃることについてご確認願えますでしょうか。

柳委員 先ほど満田さんがちょっと指摘されたアセスメントのやり方の問題ですね。いろんな手法がもちろんありまして、マスタープラン段階だと戦略的段階ということで、まだ具体的な事業が直ちに計画として明確になっていない段階でアセスメントをやるというときに、アメリカではティアリングという手法があって、これは多段階アセスメントで、この点が重要だというときにになったその点についてポイントを絞ってアセスメントさせるという、そういうやり方をこういった戦略アセスの場合にはぜひ導入すべきだと考えてます。

もちろん国でもアセスの検討を今始めていますけれども、そういう中でこういうものを入れるかどうかというのは検討し始めていますので、特にODA絡みの社会環境配慮という意味では、国よりも先行的な仕組みをつくってやっているということがありますから、そういう手法をこういう場合に導入するということが、事業の手戻りがなかったり、そういうことで非常にメリットがありますので、そういう有用な手法を開発して導入していくということを検討されるのが非常に重要だと思っています。

ちょっとそういうコメントをします。

作本委員長 ありがとうございます。

例えば今のような提言というのはフィリピン側に後々伝わるということはあるんでしょうか。あるいはこちらで検討に加えると。

上條 ここでいただいたコメントは、私たち、これからまた1カ月間、情報公開するときに、あとはまた関連情報を関係するような人に聞いたりしますので、ここでまたコメントを報告するときもありますので、そのときにまた報告したいと思います。

作本委員長 参考に提供していただきたいと思います。

松本委員 満田さんがご指摘した点なのですが、基本的にマスタープランBで今までやってきているし、これAかなあと思っていたものもBだったりするところもあるので、もちろんマスタープランはAでやるなといっているわけではなくて、これはAだけれども、他のマスタープランはおおよそほとんどBなんだというところ、どのあたりをカテゴリー

分類のときに考えられて、これはAにされたのかというのをちょっと教えてほしいんですが。

上條 カテゴリー分類の仕方ということで、前に皆さんにもお渡しした調査研究の中でも議論がありました。特に上位段階のものだとオルタナティブが幾つかあって、その中でAにしたりBにしたり、どうしようという議論をしたわけですが、これは経験を積み重ねることによって変わってくるかもしれませんが、今私たちの方で考えていますのは、特にマスタープランのものであれば、オルタナティブがきついろんなものがあるって、例えば今回のことであれば多分高規格道路を整備したいということだと思ってるので、カテゴリーBにおさまるようなオルタナティブはないだろうという判断をしてAにしているのです。ただ、マスタープランもいろんなものがあるって、それは大規模インフラ整備でやるやり方だってあるだろうし、もしかしたら既存のものをうまく使って効率よくしようというやり方もあるだろうしという場合は、事業部とも相談しながら決めています。私も、Bでおさまるようなオプションはあるだろうという場合は、今はBにしています。

その中で、例えば第1次現地調査くらい終わってみて、相手のカウンターパートとも密接なコミュニケーションをとった中で、インフラ整備するしかない、他のチョイスはどんどん消えていってしまっていないかということになれば、カテゴリー分類を見直しましょうというふうにはしています。

松本委員 私の理解が正しければ、これまでマスタープランのときに、例えば2年次にわたるような場合にも、1年次でインテリムまでをやって、優先プロジェクトのプレF/Sみたいなものはその次にいくと。つまり、マスタープランとして優先プロジェクトをまだ含まない段階、全体のマスタープランとしての最終報告書というのはなくて、とりあえずその段階はインテリムレポートみたいな段階、そして最後に優先プロジェクトのプレF/Sみたいなものが終わってようやく最終のドラフトファイナルにいくというのが今までの流れだったと思うんですが。つまり、今の上條さんのご説明ですと、幾つか考えた中でやはりAにした方がいいんじゃないかというようなものが優先プロジェクトに挙がってきた場合、今の流れでいくと、インテリムの後にカテゴリー分類を見直すことになると思うんですが、現実的にはそういう対応って本当にJICAの中でなされているのかどうか。

つまり、私がいいたいのは、先ほど満田さんの話もありましたけれども、マスタープラン、その後にプレF/SなりF/Sにいくものはやはりマスタープランで一旦、ドラフトファイナルの段階までいって、その次にプレF/SやF/Sをやるものについて改めてカテゴリー分類

をした方がいいのではないかと私自身も思っているんですが、そのあたりについては、直接このフィリピンの事業がどうだという議論ではなくて大変申しわけないんですけども、ちょっとクリアにしたいと思っているんですが。

上條 これも私のまだ個人的な意見という段階だとは思いますが、これは実際案件が動いたときに事業部の方と相談しながら決めていくので、いろんなやり方があると先ほど答えたと思うんですけども、マスタープランをやって、その後F/Sをやる場合、もしこれが採択されれば、マスタープラン段階からカテゴリ-Aでやる案件は多分これが初めてになるような気がするんですね。そういう場合は、最初のマスタープラン段階の工程をどうしようかと、TORをどうしましょうかと。そこで例えばステークホルダーミーティングをどうやってかませていこうとか、そういう議論、多分することになると思うんですね。

そうなれば、多分、第1次マスタープラン部分でどのような工程を組むかということをまず議論して、もしかしたらそこで終わってしまうかもしれないわけですね。いいF/Sがもし出てこなければ。でも、その中でまたF/Sが何か仕立てたらいいようなものが近い将来のもので出てくればやると思いますが。そこはどのようなやり方のTORをやりますとは今いえないんですけども、それはまた、マスタープランでAであればここにもかかりますし、一番初めのマスタープランの最初のスコーピングをつくる時にここにもかかりますから、そこでいろんな意見もいただくと思うので、そういうものを聞きながら何かいろいろ考えていくんだと思うんですけども。

松本委員 今の段階では、マスタープランとプレF/Sみたいな優先プロジェクトのプレF/SやF/Sというのを切り離してカテゴリ分類するという方向は特には検討していないということですか。

上條 私ども、相手国の要請事業に対して支援をやっていきますので、相手国がマスタープランだけで終わりにしてほしくなくて、F/Sもつけたいという要望があれば、いや、それはだめですとは言えません。それでは環境社会配慮面はどうしたらいいかと考えたいと思っているので、一件ごとに、カテゴリ-Aであれば審査会にもかけながら議論していきたいと思います。

作本委員長 いかがでしょうか、今のAとBのカテゴリ分け。

松本委員 ここで何か決着をするのではなくて、気にしているのは、開発調査段階でBだったもので、要するに優先プロジェクトは、みたら、これはやっぱりAじゃないかと

いうものが出てきたときなんですね。スタートがAであるものは私も特に問題ないと思うんですが、スタートがBだったときに、でも、優先プロジェクトは、これは住民移転も結構ありそうだなみたいなプロジェクトが出てきたときに、本当にBのまま進んでしまっているのだろうかという。ですから、このフィリピンのケースとはちょっと違って申しわけないというのはそういうことなんですが、いずれどこかでそこはもう少しちゃんと議論して審査会で取り上げた方がいいと私は思うんですけど。

作本委員長 最初からAということである意味では警告を行っているわけですから、注意を引いているわけですから、今回、これはよろしいですね。

じゃ3時45分になりましたので、小休止を入れまして、それから次に移りたいと思います。57分から始めたいと思います。

(休憩)

作本委員長 それでは、時間ですので再開したいと思います。

現在、プロジェクトの紹介をしてもらっていますが、3番目の議題、副委員長の選出ということですが、まだ1名決まっておられません。ということで、中間を縫うようですけれども、副委員長の選出をこの場をかりて行いたいと思います。

何人かに副委員長の候補ということで当たりましたが、お忙しいというようなご都合で、現在決まっておられません。第1グループ、第2グループ、それぞれ専門の方、あるいは東京と関西ということで大まかに分けてあります。第1グループの方から、できることでしたら、この副委員長の選出をお願いしたいと思います。

第1グループの方の名前をちょっと申し上げます。渡辺さん、平山さん、柳さん、松本さん、中谷さん、遠藤さん、平野さんということになりますが、ご自分の方から立候補したいというか、そういう方がまずおられれば。

おられないようでしたら、最後はくじ引きで決めたいと思いますが、自薦、他薦構いませんので、いかがでしょうか。

満田委員 副委員長の任務は、もう一度整理するとどうということになりますか。

上條 委員長がいないときにはそのかわりをやっていただくことですか、もしグループに分かれて議論しなければいけないときはそのグループの議論を議事進行していただくとか、あとは事務局と通常委員長、副委員長、幹事の間で審査会の議事運営の打ち合わ

せをしたりしますので、そういうときに参加していただくということになると思います。

作本委員長 特に大きな負担というか、責任は大きいかもしれませんが、仕事というのはいずれですね。

上條 仕事となると、例えばJICAから何か相談事のメールが入るとか、それに答えてもらうとか、あとは、通常ですと、審査会開く前にちょっと打ち合わせしているんですけども、その打ち合わせに参加していただくということになると思います。時間の拘束でいえばそういうことが、委員の方に比べればちょっと追加になるということです。

作本委員長 いかがでしょうか。ぜひ第1グループの中から出ていただきたいと思うんですが。

松本委員 平野さん、いかがでしょうかという。今までの議論の中で、結構人の意見とのバランスをとるところがあって、自分のことをいうと、自分にはちょっと不適かなところもあるので自薦はしないんですが、今までの議論を聞いていると、平野さん、そういうところを指摘されたりしてましたので、いかがかなと思うんですが。もし時間的に無理でなければ。

上條 前回、平野さんは幹事になったんです。

松本委員 じゃだめなんですね。

満田委員 でも、松本さんが幹事をやって、平野さんが副委員長をやるという手も。

松本委員 そうか。平野さん、幹事なんですよ。やぶへびでしたよねえ（笑声）。

作本委員長 あと、柳さんあたりいかがですか。

柳委員 前回報告申し上げたように、辞退させていただきたい。業務上、時間を十分とれないということがあって、他の方をそのときに推薦……。ついでに推薦させていただければ、遠藤さんあたり、いかがかと思えますけれども。

遠藤委員 私も時間的に目いっぱいのところがあり、非常に申しわけないですが辞退させていただきます。

私は平野さんに副委員長をやっていただき、幹事に松本さんを推薦いたします。

松本委員 私、気が弱いので、そういわれてしまうと、そうでしょうかということに。私も平野さんがいいかなと思っているので、では、幹事を私がやるということで。

作本委員長 それでは、平野さんと松本さん、そういうことでよろしく願います（拍手）。ありがとうございます。

それでは、先ほどの議題、引き続き行いたいと思います。時間の関係で、まだ幾つかあ

りますけれども、次のフィリピンのプロジェクトからお願いいたします。

上條 それでは、AC.1-6をみていただきたいと思います。フィリピンのカビテ州ローランドにおける治水対策及び河川環境改善マスタープラン調査というものです。

要請書のことを説明いたしますと、スキームは開発調査のマスタープランと、その後、F/Sを行いたいという案件です。相手国のカウンターパートは公共事業道路省です。背景としましては、カビテ州というのはマニラ首都圏の南にあるところなんですね。マニラに通勤する人たちが非常に多く住んでいるところだということです。

人口が増加することが予想されているということです。工業団地の進出もあるということです。ここが現時点で雨季に洪水が発生していると。洪水が住宅なんかにも入って、浸水被害も起きているということです。特に、このローランドというところは排水が不良な地域でして、浸水が長期化して被害が起きています。交通の面でも生活の環境の面でも悪化してしまっていて、中には工業団地の操業が停止する、マニラ首都圏に通勤ができない等、交通断絶が生じています。今このような問題が生じているということです。

事業概要は、これも要請書に書いてある通りですが、ローランド地域というところで洪水対策事業を行う、土砂災害の対策事業を行う、一方で河川の水質の改善や環境保全を行う。土木工事も必要ですし、再植林の事業も行う。地下水の観測システムを構築する。あと洪水の予警報システムをつくる。法制度も整備する。かなり盛りだくさんの内容が入っているということです。

この立地ですけれども、カビテ州の中には3つの中小河川がありまして、マニラ湾に注いでいるのです。このあたりが近年開発されていまして、田畑や養魚場が宅地や工業用地にもなっている、また道路にもなっているということで、今まで浸透していた雨水が短い時間で流出しているということです。

一方、先ほどもいいましたように、人口が多い地域ですので、家屋が河川敷の中にあるということもありまして、土砂が堆積していることもありまして流下能力が少なくなっています。そういうことが相まって洪水の頻度も高くなりましたし、被害も大きくなっているということです。これも現地の状況をちょっと聞いてみたのですけれども、治水対策を行うためにはやはり住民移転が生じるだろうということでした。

私どものコメントとしましては、このローランド地域で中小河川沿いに多くの方が居住しています。治水対策を行うためには一定の土地が必要ですので、その土地の収用と、あとは非自発的住民移転が発生することが予想されるということです。非自発的住民移

転の影響の緩和策を作成し、計画に反映させることが必要だとしました。住民移転が大規模なものが発生するということで、カテゴリー A としたという経緯があります。

ここに書いてある英語の文章を30日間公開する予定にしています。

右側はマニラの南側にこの地域があるということが書かれてあります。

作本委員長 ありがとうございます。ご意見、コメント等があればお願いいたします。

渡辺委員 上條さんもいわれましたように、この事業概要はものすごく広範にわたっています。例えば項目としては1、2、8、9というのが洪水対策事業で、3番、4番は河川水質、河川環境、これがひょっとしたら工場から出てくる排水とか、そんなものも絡むような感じもいたします。

それから5番目、英語ではhillside worksと書いてあって、これは土木工事と訳しているかどうか、ちょっとわからんところなのですが、その後に reforestation というのがありますので、これは流域の環境回復といいたいまいしょうか、そういう事業に入っています。

それから7番、地下水観測というのがわざわざ入っているというのは、水資源で地下水のくみ上げをやっているのかなあという感じもするわけです。これがもし地下水資源の開発ならば、ローランドですから、地盤沈下の問題も当然環境問題として発生してきます。

非常に多岐にわたった内容に対して、いわゆる環境社会配慮審査チームコメントが、洪水に伴った非自発住民の移転という問題だけしか問題点を挙げてないんですけれども、例えばもし地下水観測というのが地下水資源開発というのを念頭に置いたシステムであれば、当然、地盤沈下に対するような配慮も必要だとか、それから河川浸水に絡んでいわゆる原水がそのまま流れ込んでくるとか、あるいは工場排水があるのであれば排水処理システムとか、そういうものを含むようなかなり大がかりのような感じがいたします。

つまり、この事業概要が、このマスタープラン調査の向こうからの要請がよくわからないんで、それに対するチームコメントを本当に洪水対策だけで非自発住民だといっていいかどうかというのが非常に疑問に思うので、できれば他のことも、例えば植林についても、焼畑で荒地になったところを植林すればいいんですが、ひょっとしたら畑地になってしまったところに木を植えるとか、いろんなこともあり得るような気がして、これではもう一つ読めないところがありますので、もうちょっと内容を詰めていただいて、いわゆるチームコメントとしていただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

作本委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

上條 私どもも、この資料を読んで、今ご指摘のあったような、地下水観測システムとは書いてあるんですが、地下水の開発とは書いてなかったということもありますし、あと、河川環境ということで排水処理も入るのかどうかわかりませんが、ここでは排水処理ということは特に書いてなかったものですから、プロジェクトとしては直接は関係なからうと理解して、この治水対策、洪水対策のところだけに焦点を当てたコメントとしたんですけれども、最終的なコメントをつくるにはまだ時間ありますので、関係者にちょっと情報収集してみます。

作本委員長 確かに、事業概要に書かれている内容というのは、上條さんがおっしゃられたように、かなり多面にわたっていますよね。ぜひお願いいたします。

それでは、JICA兵庫から質問があれば、どうぞ。

夏原委員（JICA兵庫） 私も渡辺委員のご意見の趣旨と同じで、非常に大きな河川改修を伴う事業ですので、自然環境への影響についてしっかり調査するようにというコメントをお願いしたいと思います。

作本委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。あるいは上條さんの方からご意見もしあれば、よろしいでしょうか。 ありがとうございます。

それでは、次の案件にいきます。スリランカ国コロンボ首都圏交差点改良計画に移ります。

上條 それでは、AC.1-7をみていただきたいのですが、スリランカのコロンボ首都圏交差点改良計画です。スキームは無償資金協力です。相手国は道路省の道路開発庁です。

プロジェクトの背景ですけれども、自動車がこの首都圏は非常に増えていまして、交通状況が悪化していると。市街化の進むA4号線というのがあるということですが、その交差点が3つあるのですけれども、そこがほとんど渋滞しているということでして、ここを高架化したいと、立体交差するような交差点をつくりたいということです。

これが背景でして、事業の概要は今いったとおりですが、先ほどいったこの3つの交差点を立体交差とすると、Maharagama交差点は400メートルぐらいの高架の道路をつくる、Nugegodaというところは340メートルぐらいの高架道路、Kirulaponeというところは350メートルの高架道路で、なおかつ4レーンをつくりたいということです。

立地の概要は、首都で、人口80万人だと。この3つの交差点の周りはどうなのかということも聞いてみたのですが、中心からは8～15キロですが、交差点の周りはたくさ

ん人が住んでいますということでした。これも、みますと、立体交差する中ではその部分は拡幅しなければいけなくなってくるので、それも小規模かどうか聞いたのですけれども、やはりちょっと規模が大きいのではないかということでした。

ということでAとしたのですが、私どものコメントとしては、人口密集地における道路整備事業であり、非自発的住民移転の発生が想定される。非自発的住民移転について先方の取り組み状況を確認し、基本設計調査実施の可能性につき検討する必要がある、というコメントとしました。

これはもう4月14日から公開している最中です。その文章はここにあるとおりです。

右側の図面は、ちょっとわかりづらいですが、一応3つの交差点のある場所を、大まかですけれども、示してあります。コロンボの南側の方だということです。

作本委員長 いかがでしょうか。

満田委員 先ほども申し上げた、これは今円借款案件で問題になっているとっていいのかわからないんですが、南部ハイウエー事業との関連事業だと思うんですね。相手も道路開発庁、同じ実施機関であり、私が若干懸念しているのは、今ADBのアカウンタビリティメカニズムにかけられているような案件ですが、その南部ハイウエーで非常に住民が憤って住民移転が問題になっている問題が解決しないうちに、また関連案件で支援して大丈夫なのかということが気になっております。

このコメントの書き方が非常に慎重なのかもしれないなと思うんですが、実際問題、南部ハイウエーの案件が、向こうがきちんとした対処をするまでは、本当だったら新しい事業を支援するべきじゃないぐらいの話ではないかと考えているんですね。仮に何かの事情でどうしても支援しなくてはならない緊急性みたいなことがあったとしても、南部ハイウエーが現在どうなっているのか、相手の実施機関がどういう解決をしようとしているのかということはずいぶん慎重にご確認になって、JBIC案件でもありますので、JICA、JBICの連携でぜひうまくやっていただきたいと思っています。

松本委員 コメントはないとおっしゃったんですけれども、JICAも、ADBの南部ハイウエーをめぐる今のニューアカウンタビリティメカニズムのこととかは現状では把握しているのか、それとも今初めて聞いたことなのかということについてちょっと教えて欲しいんですけれども。

上條 私自身は今初めて聞きましたけれども、事業部の方がどこまで情報もっているかはちょっと知らないです。ただ、私どもがこう書いたのは、これは無償資金協力なんで

すね。要請が。今さら何か調査したって、そこは人が住んでいるわけなので、別の交差点でやるわけにもきつとかないでしょうし、非常に手詰まりな感じはあるわけですね。それで、私ども、何かするというよりは、スリランカ側がどうするか、まずちゃんとやってくれないと多分なかなかお手伝いする可能性も低いんじゃないかと思ってこのようなコメントにしているんですけども、今満田さんからいただいたコメントも踏まえて、これから情報公開した後、事業部と相談してコメントを決めますので、そのときご報告したいと思います。

濱崎委員（JICA兵庫） この案件に関連して、フィージビリティスタディがあったのかどうかということと、もしあれば当然それを参考にされているかと思えますし、もしないにしても、コメントのところにも若干触れていると思うんですけども、B/Dをする前に何らかの事前調査を行うようなことをコメントに入れるということは可能なのでしょうか。つまり、基本設計調査までいってしまうと、かなりもうそのまま走ってしまうような気がしますので、その前の段階で事前調査を進めていくというコメントというのは考えられるのでしょうか。その辺はいかがですか。

上條 F/Sあったのかどうか、私もちょっと確認してないので、後で個別にご報告させていただきますと思います。

あと、コメントとして基本設計調査前のことも入れられるかどうかということ。これはコメントですので必要なコメントは入れられるとは思いますが、基本設計調査と書いた理由は、先ほどもいった繰り返しになるんですけども、予備調査で何かやるといってもなかなか難しいんじゃないかと思ましてこのように書いたんです。スリランカ側がきちんとした対応をしてくれないとなかなか難しいのかなと思って、このようなコメントにしたんですけども、ですから、予備調査をやることによって何か解決できるのであれば、そのようなコメントにしたいと思いますが。

濱崎委員（JICA兵庫） それは要するに、スリランカ側が非自発的住民移転の問題で何らかの対応が、明確な回答がない限りはこの事業を進めないという意味でこのコメントが入っているという理解でよろしいのでしょうか。

上條 すみませんが、私ども、進めるとか進めないとかいうところまでいう立場ではないので、検討する必要があるというぐらいしかいってないんですけども。

濱崎委員（JICA兵庫） わかりました。ありがとうございます。

渡辺委員 実はここの道路はもう10回ぐらい通っているんですが、確かに渋滞はひど

いんですが、じゃその先のコロンボは渋滞ないかという渋滞しているわけですね。つまり、ここで立体交差にするとこの流れはよくなる可能性があるんですが、それは問題をコロンボ市内に持ち込んでいくようなところもありまして、全体の交通計画の中でこれがどういう意味をもっているんだということをきちんと把握した上でやらないと、立体交差つくったけれども、その上に車がどかーっと並んでいて同じだということもありますので、そこら辺は、今の予備調査の中に入るのかどうか知りませんが、全体計画の調査はしておいた方がいいのかなという感じがいたします。

作本委員長 上條さん、何かありますか。今のはやっぱり大事な点ですね。

上條 先ほどいったF/S調査のこととか関連情報をまた関係者に聞いてみたいと思います。

作本委員長 他にご意見等ありますでしょうか。

では次の案件、お願いいたします。

上條 次がスリランカ国のジャフナ電力供給計画というものです。これもスキームは無償資金協力です。相手国は電力エネルギー省のセイロン電力庁というところですよ。

プロジェクトの背景は、スリランカ北部にジャフナ地域というのがありますけれども、そこは紛争のあった地域でして、今は経済インフラはかなり荒廃しているということです。今現時点は避難民の方も帰還してはいるのですが、電力が不足しているということで、今は電力を調達して供給している状況ですが、それでも全く需要に供給が追いついてないということで、電力需要の増加が予想されるので新たな発電所をつくりたいというのが背景です。

事業概要は、30メガワット規模の火力発電所をつくりたいということです。

立地概要は、ちょっと地図にもありますけれども、スリランカのかなり北部ですね。400キロメートル北だということで、タミール人が住んでいるところだと。人口は紛争で減ったのですが、今徐々に回復しているということです。

これは火力発電所をつくりたいということでして、大気汚染とか騒音、振動というものも想定されると要請書に書いてありました。

私どものコメントとしましては、30メガワット発電所建設を行うプロジェクトで、これは相手国の制度も確認したのですが、スリランカの制度ではEIAの手続が必要となります。これほどの大きい規模のもので、まず相手国のやっている環境影響調査の実施状況を確認する必要があるだろうと。その後、もし調査が必要だということであれば、無償

資金で直接やるよりは、開発調査等のスキームを用いた環境社会配慮支援の方策を検討する必要があるというコメントとしました。これも4月14日から、ここに書いてあるような情報を公開しています。

作本委員長 ご意見等ありますでしょうか。

渡辺委員 この関連設備には送電線は入っているのでしょうか。あるいはどこへ電力を送るんだというマスタープランははっきりしておりますでしょうか。内戦で送電線もかなりズタズタになっていて、もし送電線が入っているんだったら、それに伴う影響というもの、火力発電所だけではなくて、あるような気もするんですが、そこら辺はどこまで含んでおるのでしょうか。

上條 今、送電線については、どこからどこまでの送電線というところは未確認です。あと、この地域でマスタープランがまずあるのかということも、未確認です。

渡辺委員 その上で、ひょっとしたらコメントに追加でもあればお願いいたします。

上條 ちょっと確認してみます。

作本委員長 いかがでしょうか。ジャフナというところはかなり人口密集している地域なのですか。57万人。

上條 わからないですね。

作本委員長 他にご質問等ありますでしょうか。

柳委員 火力という場合に、石炭か石油か、どちらかでしょうか。

遠藤委員 重油ですね。施設だけを無償資金協力で実施するというのは、本当に油の供給ができるのか心配です。背景に記述されているように現在、セイロン電力公社が民間電力会社から電力を調達しているということは、料金を払って電気を使っている人がいるということになります。本当に無償資金協力で発電所をつくる必要があるのかどうかという点が、この背景から読み取れないので、ぜひその辺は確認していただきたいと思います。

作本委員長 いかがでしょうか。30万キロワットというところのどのくらいカバーできるのですか。どのくらいの規模になるのですか。一般用、あるいは生産活動用として？

遠藤委員 私もイメージがわからないのですが。

作本委員長 規模は小さい方ですね。

松本委員 そんなに大きくないです。

作本委員長 ご質問等ありませんでしょうか。

では、時間の関係もありますので、次に移ります。スリランカの最後のプロジェクトで

すが、ヴィクトリア水力発電所ですが、よろしく。

上條 それでは AC.1-9をみていただきたいのですが、スリランカ国ヴィクトリア水力発電所増設計画です。スキームは開発調査のフィージビリティスタディです。相手国機関は、先ほどと同じ電力エネルギー省のセイロン電力庁です。

ここも、スリランカの電力需要の伸びがこの数年で10%に達していますと。新規の電源の開発や送電線、配電線も必要ですし、そういうことも緊急な課題になっていると。このヴィクトリア水力発電所は、水力発電所としても今存在してまして、ここを将来の電力ピーク対応のための拡張をしたいというのが背景です。

事業の概要ですが、今ある発電所に併設して、導水路と水圧鉄管路と発電所をつくるということです。増設用の貯水口というのがありまして、そこから 5.4キロのトンネルをつくと。あとは、増設の規模としては 140メガワットとするか、または 210メガワットとするか、どちらかを考えているということです。2006年7月までにはこのF/S調査を終えたいということです。

立地の概要ですが、この地図もみていただきたいと思いますが、ヴィクトリア貯水池というのが1985年にできてまして、それが中部のヌワラエリア地方にあると。これがマハウェリ川の水を使っているのですが、要請書を読むと、そこは国の保護対象地域、またそれに準ずる地域になっていると。ただ、既にダムとか発電所もあるということです。付近に住民は居住していないということでした。

要請書に書いてある影響をみると、これは増設ですけれども、一部造成や森林伐採が起きるということで、大気汚染ですとか、水質汚濁ですとか、廃棄物、騒音、振動、事故が想定されています。ただし、新設のものに比べれば影響は限定的ではないかと考えています。

私どものコメントとしましては、これもまた相手国のスリランカの法律をみてみたのですが、140メガワットだとしてもEIAの対象事業となるのですが、既存の施設の増設の場合、どのような対処にするのかというあたりがちょっと確認する必要があるかと思っています。これはダムもあるということですので、何らかの既存の調査結果があると思いますので、それを確認して、追加が必要な部分を明らかにした上で環境社会配慮調査を行う必要があるというコメントとしました。これも14日から、ここに書いてある英文の文章を公開しているところです。

作本委員長 ありがとうございます。ご意見があればどうぞ。

松本委員 個別のことについてはよくわからないのですが、この事業概要からみると、導水して発電すると。幾つか確認したかったのは、1つは、それによって水をとっていくわけですから下流への水が減るのか、あるいは湖の水がたくさんあり余っていてこういうことをやっているのか。それとも、これとは別にどこかから水を調達するようなプロジェクトを、JICAのこの事業とは関係なくどこかからやって、ヴィクトリア湖の水を増やして貯水池を増やして、その上で導水するのか。そのあたりによっては影響範囲というのは変わってくるのかなと思います。

特に既存の水の量というのはそんなにゆとりがない中で導水をやれば、犠牲になるのは下流に流している量だと思います。河川維持量ですか。それがどれぐらいになるかによっては、影響は広くこのマハウェリ川の下流地域全体に及ぶ可能性もあるのかなと思いますので、単に既存の施設に1個導水つけて発電所つくるだけだから影響は限定的だとみるのではなくて、水の収支のところをよく考えないと、この導水事業の場合は下流への影響を見落としますので、そのあたりについては、もし情報をおもちだったら教えていただきたいですし、なければ、ちゃんと確認していただきたいポイントです。

遠藤委員 既存の発電所が210メガワットで、新たに増設するのが同じように140～210メガワットということは、今、松本さんご指摘したように、発電した後の放出量は、現在の放出量と同じような水量が出てしまうわけです。このマハウェリ川の開発のときに、ヴィクトリア貯水池というのは210メガワットの発電量をベースに、バランスを考えていたはずなので、急に同じような水量を、ピーク時対応できるのか十分に検討されているのでしょうか。これは常時ではなくて、電力の必要なときだけ発電し、使用した水を揚水するのかどうかわかりませんが、水のバランスと放水した後の下流側への影響は大きいはずだと思います。その辺もちょっとぜひ確認していただきたいと思います。

情報として、最近、マハウェリ川流域に余り雨が降らないので、計画していたダム郡が全部つくれない状況という話も聞いています。

柳委員 一般論ですけれども、ダムって寿命がありますよね。50年くらい。どこでも、ダムはつくっても結局また使えなくなってしまうので、またダムつくらなければいけない。そういうことを延々とやっていかなければいけないので、水力発電というのは余りやるのは好ましくないというような風潮はありますよね。最近ね。だから、ここで210メガワットとはいつているけれども、実際にはそんなに発電容量がもうなくなってきているんじゃないかというおそれもありますよね。だから代替的なものをつくってカバーしていかなければ

ればいけない。そこら辺の実態がどうなっているのかというところは、表面的に設計容量だけみても実際がどうかというのはよくわからないので、そこら辺調べられるといいと思います。

作本委員長 最初にできたダムの寿命とか水量とか規模とか、そういうのをまず並べてみるのが大事ですよ。どうもありがとうございます。

平野副委員長 今のご発言との関連なんですが、水をダムにためるためには、その手前にある下流への影響もすごく大事ですし、それと同時にダムの上流の部分を非常にきちっと管理していきませんと、水のもととなる、水源林と呼んでますが、水源林の涵養の能力を維持向上させていかないと、ダムをつくっても一定の期間がたつと寿命が来てしまうという状況になりますので、ぜひ水のダムをつくる際には、この件にかかわらず、水源林の管理運営、オペレーションも含めまして検討していただくとよろしいかなと思っております。

和田委員 この事業概要の2行目ですけれども、多額の建設費に見合う便益の必要性から、2台増設、あるいは3台増設と。何か建設費が高くかかるから便益の必要性をふやさような、そんな言い方にみえるのですけれども、先ほどの、需要もきっちり確認しないといけないという議論の関連からも、このあたりもきっちり確認していただきたいと思っております。

作本委員長 ありがとうございます。

上條 今いただいたコメントを、これまた要請段階なので、そんな詳しいところまでわかるかどうかかわからないですけれども、関係者からちょっと情報をまた収集したいと思っております。

作本委員長 マハウエリ川、このあたりでは流域開発をやっていましたよね。今どうなっているのでしょうか。

渡辺委員 1960年代から世界的に、日本も参加してやっていたんです。だけど、基本的には水が、季節風の雨を期待してつくったんですけれども、計画どおりに雨が降らないということをいっていますね。だから、相当途中でダム建設を断念した計画があると聞いております。

作本委員長 ありがとうございます。他の方でコメント等あればぜひお願いします。

それでは、最後の案件ですけれども、ジャワの縦貫高速道路建設、こちらの方の説明をお願いします。

上條 これは去年、コメント案の協議をしたものですが、情報公開も終わりました、外務省の方にJICAのコメントも提出いたしました。その結果の報告ということです。

AC.1-10ですけれども、上からうっとスキームやプロジェクトが入って、事業概要、立地概要、予想される環境社会影響は、以前、コメント案の協議のときと同じ文章です。あと、私どものチームコメントも特に変えてありません。

今回、これは事業部、地域部、あと私どもの意見をすべて含めたものですが、これをJICAの総合コメントといたしました。ここで、なお書きで最後に書いてありますけれども、環境社会面についても十分に配慮するということです。ただ、このコメントを出すときに、うちのチームコメントも一緒に出していますので、外務省の方は両方読んでくださっているという理解です。ただ、この調査をする意義自体は高いのではないかと考えており、マスタープランレベルで、高速道路ということで官民協調スキームの計画をつくってみるということ自体は意義あるのではないかというふうにしています。

作本委員長 いかがでしょうか。

例えば住民移転の問題が起こるとすれば、あちらこちらで配慮するというか、考えなければいけないわけですね。1カ所だけではなくて。

上條 そうですね。そういう場所が、ルートをどうするかとかいう中できっと検討するとは思いますが。

作本委員長 いかがでしょうか。これはもう既に一度議論になった案件ですよ。

上條 そうですね。

作本委員長 特にありませんでしょうか。

それでしたら、6番の次回以降の審査会の開催ということで、ちょっと上條さんの方からお話ししてもらいます。

上條 次回以降ですけれども、予定に従えば、次回は5月16日の月曜日になります。ただし、個別案件で審査会の方に出す案件が今まだありませんので、もし皆さんよろしければ、5月16日はちょっとスキップさせていただいて、5月30日にしたいと思います。5月30日は多分議題ができてくると思うので、それは議題が決まったらまたご連絡したいと思います。それでよろしければ、次回、第2回は5月30日にさせていただきたいと思います。場所は、東京はここと同じ11のI、関西の方は兵庫センターの方で行いたいと思います。

作本委員長 よろしいでしょうか。1枚目に書いてあります、第2回、これはキャン

セルというか休みにいたしまして、5月30日を次回とするということです。既に16年度、17年度のこの会議の冒頭でいろんな意見が出ました。恐らくまだ議論も十分尽くされてないとは思いますが、また次回以降、いろいろご意見を賜ればと思います。

あと事務局の方とちょっと相談いたしておりますのは、まだ実施できるかどうかわかりませんが、今度は異議申立機関ができましたし、お二方、異議申し立ての方で出られたということがあります。それで、原科先生に一度、このガイドラインができるまでの経緯とか、どういうことを目指していたかということでお話を聞く機会をもてればと思っています。先生のご都合もあるでしょうけれども、1度そういう場を設けたいと思っています。

日程の方はそういうことでよろしいでしょうか。　　今回は、こちらを修正して、5月30日ということで行いたいと思います。全体についてももしご意見やご質問があれば出してください。

米田 今日、私初めて参加させていただきまして、いろんな議論が出て、非常に参考になったと思っています。対象案件は、開発調査にしても、採択された段階ですから、十分な情報がないという状態です。そうはいえ、今の段階でこれだけの疑問を提示いただきましたので、ひとつひとつが非常にいいインプットになります。先ほどの電力施設の開発とか、上流、下流の話だとか、なかなか要請書に出てこない点をご指摘いただきました。今後、現場にもこれらをインプットしていきたいと考えております。

今日は本当にどうもありがとうございます。また今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

松本委員 これで2年目に入って、また8月ぐらいにこの要請書取りまとめの時期が来ると思ふんですね。あと4カ月後。やはり2年目ですので、前年動向を踏まえたものが必要だと思っています。この審査会をやっていて、これは別にJICA側に問題があるわけでも何でもなく、今まさに米田次長の話にあったように、要請書の内容というのは非常に限界があると。一方で、ガイドラインの改定委員会で、やはり要請書の内容を充実してもらわないことにはいかなのではないかという議論が何度も行われたわけです。

したがって、私は少なくともここでしっかり理解しておかないといけないのは、1年目終わってみて、どのぐらい要請書の中身が改善されてきて、どのぐらい現地国政府、あるいは実施機関が対応してくれているのか、あるいはどういう点はまだまだ難しいのかということを理解した上で、そのあたり、今後どういう働きかけをした方がいいのかという点

を明確にしないと、ここで質問しても、なかなか現地からはそういう情報が来ないでというのがずうっと続くようではちょっと困るかなと。多少、毎年少しずつこういう点が改善していったというふうになってほしいと思いますので、その辺のレビューを、上條さんお忙しいと思いますが、どこかうまくできないかなと思っているんですが、その辺どういふふうに思われますか。要するに、今年の8月の取りまとめに向けて、要請書のときにこういうところを気をつけてくださいというふうに外務省なりを通じていってもらえるようなことは可能でしょうか。

上條 現在の要請書には、ガイドラインに書いてあるスクリーニングのフォーマットが反映されています。ですから、ここの文章にも、要請書によればという書き方で、影響がリストアップされています。特にAになれば、このコメント案を出す前に先方とやりとりしています。JICAとしてはAと思うけれども、例えばラオスのカウンターパートはいいですかと。そうすると、大体嫌ですとか来ることもあるんですよ（笑声）。これはBですとか、中には、Cだといってくるものがあるんですね（笑声）。さすがにCじゃないだろうと。人も移転するのに。そうするとまたこっちも手紙を書いて、こんな理由でこれはCではないと思いますということを書くわけです。私としては、一昨年、環境女性課に来て要請書を見て、意見をいえと言われて困ってしまったところに比べれば、スクリーニングフォーマットを記入してくれていますし、AかBかCか、うちの事務所も考えて上げてくれるので、それなりの判断は上がってきています。徐々に私たちが経験を積んでくれば、例えばカテゴリーAはこういう案件が過去あったとか、今もここで議論して、毎年20とか10とか位ずつ経験していけば、だんだん関係者の知識が深まってくると思います。何か様式をこうすればがらっと変わるということでは多分ないと私は思うんです。

要請書の様式自体は今のものでいいのではないかと考えていまして、それ以上やると、向こうもだんだん書くのが面倒くさくなってしまったりとか、そういう弊害も起きてくるので今のままでいいと思うんですけれども、JICA関係者の経験がだんだん蓄積されてくれば、例えば相手方に聞くにしても、もうちょっとうまく確認できるとか。ですから、JICAの職員も一とおりの人間がガイドラインに関わるのが1回済めば、JICAの実施能力が少しずつ強化されていくことによって、ここで話をするようなことも改善されるのではないかと私は思うんです。

私は様式を急に変えない方がいいと思うんです。ころころ変えてしまうと、またかまたいなことになるので。だから、私たちの経験を積むことによって、ここでいるんなインプ

ットももらって改善していきたいと思うんですけど。

松本委員 様式を改善しろとっているわけではなくて、例えば今日の話でいくと、F/Sはあったんだろうとか、上位計画は何だろうかという、つまり、あるかないかというのは、要請書の中には、フォームの中にはあるけれども、ここでは答えが出てこないものがあると思うんです。つまり、私も、フォーマット変える必要はないと思うんですけど、フォーマットのどの部分が弱く出てくるのかとか、どの部分がこの審査の中で重要だけれども、なかなか最初の要請段階で情報提供がないんだろうかというものをみた上で、その点については少し気をつけて要請書の確認のときにやったらいいんじゃないかと。つまり、要請書の内容が膨らんできている分、現地の大使館なりJICAの事務所なりもなかなか重点をつけたりするのが難しくなっていると思うので、そういうフィードバックをこちら側からするという意味でも、そういうことをやった方がより合理的で効率的にそういうフィードバックを我々の側からできるかなというのが今私がいった点なんです。

柳委員 要するに現地からの要請とこちらでの判断、ガイドラインにのっとっていくと、これはA案件なんだけれども向こう側はBとってくるということがありますよね。そういう場合に、AをBだということはどういう理由でBだといっているのかということとを記述させるということはやり方としてあり得ますよね。ですから、その根拠をちゃんと明示してくださいということがフォーマットの中に書かれているのかどうかですね。そうでないと判断に、お互いにガイドラインに照らしてみると、住民移転もあるので、これはA案件だと思うけれども、相手方はCだといってくるから、その理由をわざわざまた聞かなければいけないと。お互いに情報伝達を何度もやらなければいけないということもありますから、AをCだと考えるとすると、ガイドラインで、住民移転とか、重要なキーワードがクリアできない場合には通常はAだよといっていると思うんですけども、それにもかかわらず、それをB、Cといったときの根拠を明細に書いてきてもらう。そういうことをやるというのはいいことだと思いますけどね。

上條 今現在は、相手国が要請を上げてくるときに、その人たち、自分たちが考える影響というのをチェックしてもらっているんですね。それがまた大規模ですかとか、あと何らかの今まで対処したことがありますかとか、そういうことは一応チェックしてもらっているんです。ただ、相手国にカテゴリー分類の判断まで求めてないんですね。ガイドラインでカテゴリー判断するのはJICAなので、相手国にそれを求めると、多分みんなCといってくるかもしれないし、そうするとそれも大変なことなので、うちの方で判断しているん

ですね。うちの方でAと思ったときには、このコメント案を皆さんに協議する前に、私たちはこういう理由でこれはAだと思う、こういう案文で情報公開したいが、それで構いませんかということを知っているんです。それもJICAベースではなくて、外務公電で知っているんですね。

それで初めて、向こうも驚いてしまう人もいるし、いや、それは待ってくれという人たちも出てくるんですね。だけど、そこで一度ならしておくので、もし採択された後で、カテゴリ-AでJICAがやりますというときには、向こうは既にそのことは理解してくれているので、調整済みなので、必要なプロセスだと思うんですけれども。JICAがAだといっているのに、BかCと相手国から回答があり、一応向こうは理由を書いてきます。ただ、ちょっと違うんじゃないかなと思うことはあるんですけれども。

作本委員長 ありがとうございます。確かに要請書の点というのは大事かと思えますから、引き続きまた考えていきたいと思えます。

ちょっとすみません。このメンバー、欠員が出ておりますよね。そちらの補充というのは予定がありそうでしょうか。といいますのは、これからまた作業が入ってきますと、メンバーが多い方がいいんじゃないかと思うのですが、そちらの予定は今のところは。

上條 今はお一人抜けられて18人なんですけれども、ただ、2グループでやるということをして2月ごろ決めまして、今のところ2グループで回していけるのではないかとはいっているんです。

作本委員長 特に補充は考えては……。

上條 特に今事務局としては考えてないんですが、もし委員長の方で足した方がいいということであると検討したいとは思っていますけれども。

作本委員長 では、第1グループ、第2グループのそれぞれの幹事の方の進みぐあいを教えていただいて、それで検討するというにさせていただきます。これで終わりたいと思いますが、特にありますか。

なければ、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

了